

令和元年第 2 回定例会 1 2 月定例会議

中之条町議 会 会 議 録

令和元年 1 2 月 4 日 再開

令和元年 1 2 月 1 8 日 閉会

中之条町議 会

令和元年第2回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和元年12月4日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和元年12月4日 午前9時30分						
	散会	令和元年12月4日 午前10時59分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		13番 山本日出男	14番 齋藤 祐知			1番 山田みどり		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠
		議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第2回中之条町議会定例会12月定例会議事日程（第1号）

（令和元年12月4日午前9時30分開議）

第1 会議録署名議員指名

第2 審議期間の決定

第3 議案第1号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第4号）

議案第2号 令和元年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第3号 令和元年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第4号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第5号 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第3号）

議案第6号 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第2号）

議案第7号 令和元年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第8号 令和元年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和元年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第10号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）

議案第11号 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和元年度中之条町上水道事業会計補正予算（第1号）

議案第13号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

第4 議案第14号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第15号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について

議案第16号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について

議案第17号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について

第5 報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

第6 議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第7 議第2号議案 中之条町議会会議規則の一部改正について

第8 選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員選挙について

第9 陳情第2号

◎ 再開前のあいさつ

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

第2回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和元年中之条町議会第2回定例会12月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

また、休会中には各種行事への参加など、積極的に活動いただきありがとうございます。

産業建設常任委員長より視察研修報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため、議場内の撮影を行います。インターネットで配信を予定しています。

傍聴席につきましては、写り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等をお控えくださるようお願いいたします。

ここで諸般の報告を申し上げます。

最初に、町長から「指名競争入札執行報告書」、監査委員から「例月出納検査報告書」が提出され、事務局にありますので、ごらんいただきたいと思います。

議員派遣については、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、11月13日には町村議会議長会全国大会に出席してまいりました。大会では28項目の決議と2件の特別議決を採択し、全国町村議会が一致結束して行動していくことが確認されました。また、豪雪地帯町村議会議長会全国大会に出席し、大会では8件の決議を採択しました。

宣言と決議、重要要望を席上にお配りしましたので、ごらんいただきたいと思います。

11月15日には全国過疎地域自立促進連盟の定期総会に出席してまいりました。大会では2件の決議を採択し、加盟市町村議会が一致結束して行動していくことが確認されました。決議を席上にお配りしましたので、ごらんいただきたいと思います。

台風19号により被災された町村に対し、全国町村議会議長会から3万円、県町村議会議長会から2万円のお見舞いを受領し、町一般会計へ受け入れいたしました。見舞金の伝達文を席上にお配りしましたので、ごらんいただきたいと思います。

また、10月21日には災害ボランティアを行っていただき、婦恋村社会福祉協議会からお礼状が送付されました。席上にお配りしましたので、ごらんいただきたいと思います。

国道292号バイパス建設促進期成同盟会について、草津町議会から構成委員からの除外の申し出があり、同盟会長から11月13日付けで受理した旨を通知がありました。

11月20日には国道405号未供用区間開設促進期成同盟会の設立総会が開催され、中之条町、新潟県津南町、長野県栄村のそれぞれの町村長、議長、産業建設常任委員長等が役員として選任され、会長には長野県栄村の森川浩市村長が選任されました。会則と設立経緯資料を席上にお配りいたしましたので、ごらんいただきたいと思います。

12月3日には中之条町商工会から要望書が提出されました。席上にお配りしましたので、ごらんいただきたいと思います。

以上、諸般の報告といたします。

さて、今期定例会議には、補正予算や関連する条例など、重要案件が予定されております。慎重審議の上、適切な議決をお願いいたします。

この際、町長からご挨拶願います。町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。

本日、令和元年12月議会定例会議に議員のみなさんにおかれましては、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、平素から町政発展のためにご指導とご協力をいただいておりますことに対しましても、厚くお礼を申し上げるところでございます。

師走に入り、寒さもひとしお身にしみるようになりました。これから本格的な冬となりますけれども、議員のみなさんにおかれましては、風邪など引かぬように体調に十分気をつけていただきたいと思います。この秋は産業文化祭、伊参スタジオ映画祭など多くのイベントが行われ、議員のみなさんのご指導とご協力をいただきながら好評を博す中、無事終了することができました。まことにありがとうございました。また、先日の日曜日に開催されました第8回まちなか5時間リレーマラソンでは250チーム、そして約1,900人の選手の方々に参加をいただき、天候にも恵まれる中、例年同様ににぎやかな大会となりました。多くの町民の皆様とともに議員各位におかれましても、ご声援、ご協力をいただき、重ねてお礼を申し上げるところでございます。

さて、本定例会では一般会計及び特別会計の補正予算をお願いするとともに、条例の一部改正など大変多くの議案をご審議いただくことを予定しているところでございます。慎重審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）ありがとうございました。

○

◎ 開 議（午前9時38分）

○議長（山本隆雄）ただいまの出席議員は15名です。

これより令和元年中之条町議会第2回定例会12月定例会議を再開します。

直ちに会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（山本隆雄）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条により、13番、山本日出男さん、14番、齋藤祐知さん、1番、山田みどりさんを指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（山本隆雄）日程第２、審議の期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり本日から12月18日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、12月定例会議の審議期間は本日から12月18日までの15日間と決定いたしました。

○

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ◎ 議案第 1 号 | 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第４号） |
| ◎ 議案第 2 号 | 令和元年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| ◎ 議案第 3 号 | 令和元年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| ◎ 議案第 4 号 | 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第３号） |
| ◎ 議案第 5 号 | 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第３号） |
| ◎ 議案第 6 号 | 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第２号） |
| ◎ 議案第 7 号 | 令和元年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号） |
| ◎ 議案第 8 号 | 令和元年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第１号） |
| ◎ 議案第 9 号 | 令和元年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号） |
| ◎ 議案第 10 号 | 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号） |
| ◎ 議案第 11 号 | 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第２号） |

◎ 議案第 1 2 号 令和元年度中之条町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

◎ 議案第 1 3 号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

（提案説明）

○議長（山本隆雄）日程第 3、議案第 1 号から第13号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第 1 号から議案第13号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第 4 号）について申し上げます。

今年もいよいよ師走となりましたが、本年度当初予算のご議決をいただいてから 3 回の補正をお願いし、議員各位のご指導、ご協力をいただきながら、町政執行にあたってまいりました。おかげをもちまして、今年度予定いたしましたそれぞれの事業も順調に推移しているところであります。

今回お願いします補正予算の内容は、人事異動及び国の人事院勧告、県の人事院委員会勧告を受け、情勢適応の原則に基づく給与改定に伴う人件費の補正をお願いするとともに、補助事業費及び単独事業費の確定や変更などに伴う補正をお願いするものであります。

補正額は、歳入歳出とも1,088万5,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ104億1,423万8,000円としたいものであります。

歳入につきましては、地方譲与税150万3,000円、分担金及び負担金128万6,000円、国庫支出金1,975万4,000円、町債4,760万円を増額させていただくとともに、県支出金545万2,000円、繰入金3,158万7,000円、諸収入2,221万9,000円を減額させていただきました。

次に、歳出でございますが、先ほど申し上げたとおり、4月1日の人事異動、また国の人事院勧告、県の人事委員会勧告を受け実施する給与改定に伴い、人件費の補正をさせていただきます。これにつきましては補足の中で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

1 款議会費は、議員の期末手当及び職員の人件費の増額でございます。

2 款総務費では、人件費のほかふるさと移住・定住促進事業で実績見込みによる定住促進対策住宅取得費補助金の増額を、六合ケーブルテレビ等情報施設運営管理事業で群馬県からの伝送路工事依頼により電柱の移設工事費の増額をお願いし、文化会館自主事業では日程調整の関係で事業を見送ることとしたことによる減額補正をお願いいたしました。

3 款民生費につきましては、社会福祉事業における前年度の国・県負担金の返還金を
お願いし、障害児施設措置（給付等）事業では、実績見込みによる給付費の増額をお願
いいたしました。また、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金の
実績等に基づく補正をお願いいたしました。児童福祉費では、無償化に伴う保育所広域
入所委託料を見込ませていただきました。

4 款衛生費では、後期高齢者医療人間ドック助成事業における利用者増に伴う委託料
の増額、簡易水道事業特別会計への繰出金の実績等に基づく補正をお願いいたしました。

6 款農林水産業費では、農業委員会運営活動事業の人・農地プランに係るアンケート
調査の増額、また森林環境譲与税基金積立金、治山事務事業では県営事業負担金の増額
などをお願いいたしました。

続きまして、7 款商工費でございますが、商工振興対策事業の店舗等リニューアル補
助金の実績見込みによる増額、旧太子駅運営管理事業では貨車輸送等に係る費用の増額
をお願いいたしました。また、発電事業特別会計への繰出金の実績等に基づく補正をお
願いいたしました。

8 款土木費では、景観形成事業で実績見込みによる助成金及び空家等対策事業費の助
成金などの増額をお願いいたしました。

10 款教育費では、ツインプラザ運営管理事業で燃料費と設備修繕費の増額などをお願
いいたしました。

12 款諸支出金では、簡易水道事業会計補助金で岩本簡易水道老朽管布設替工事の増工
に対する補助金をお願いいたしました。

以上が今回お願いいたします補正の主な内容であります。いずれも今年度執行して
いかなければならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議をいただきた
くお願いを申し上げ、議案第 1 号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第 4 号）の
提案理由とさせていただきます。

続きまして、議案第 2 号 令和元年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第 2
号）につきまして申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5,500 万円を追加し、歳入歳出それ
ぞれ 22 億 5,532 万 4,000 円としたいものであります。

歳入につきましては、1 款国民健康保険税が本算定を行った結果、減収が見込まれる
ことから減額を、4 款県支出金では保険給付費が増加したことに伴う交付金の増額を、
6 款繰入金のうち 1 項 1 目一般会計繰入金については、保険基盤安定負担金の負担額が
決定したことから減額をお願いしたいものであります。

また、その減額を補う財源として、同じ 6 款繰入金の 2 項基金繰入金と、7 款繰越金

の増額をお願いしたいものでございます。

8 款諸収入は、前年度の保険給付費等普通交付税交付金の決定による剰余金精算金の増額をお願いするものであります。

次に、歳出でございますが、2 款 1 項及び 2 項一般被保険者の療養給付費と高額療養費のそれぞれの増額を、3 款国民健康保険事業納付金は納付金額が決定したことから、1 項医療給付費分の減額、2 項後期高齢者支援金分及び 3 項介護給付金分の増額をお願いしたいものでございます。

7 款諸支出金につきましては、1 目一般被保険者保険給付金は遡及資格喪失者による増額を、7 目保険給付費等交付金償還金は、前年度の保険給付費等普通交付金の決定による県支出金返還金を増額したいものであります。

続きまして、議案第 3 号 令和元年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 331 万 7,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 2 億 4,089 万 9,000 円としたいものであります。

保険基盤安定繰入金の負担額の決定により、歳入の 3 款一般会計繰入金と歳出の 2 款後期高齢者医療広域連合納付金のそれぞれの減額をお願いするものであります。

続きまして、議案第 4 号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 75 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 20 億 960 万 1,000 円としたいものであります。

歳入では、補正財源として 3 款国庫支出金、5 款県支出金、8 款繰越金の増額をお願いするものであります。

歳出では、1 款総務費及び 3 款地域支援事業費において賃金の増額をお願いし、2 款保険給付費では、施設介護サービス給付費及び高額介護サービス費の不足が見込まれることから、居宅介護サービス費との組み替えをお願いするものでございます。

続きまして、議案第 5 号 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ 180 万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 7,340 万 6,000 円としたいものであります。

補正の内容は、職員の給与改定等に伴うもので、歳入は補正財源として 5 款繰越金を増額させていただき、歳出は 1 款総務費へき地診療所運営事業の人件費の増額をお願いするものであります。

続きまして、議案第 6 号 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別

会計補正予算（第２号）につきまして説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ58万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億2,843万7,000円としたいものであります。

歳入では、補正財源として５款繰越金の増額をお願いし、歳出では１款総務費において期末勤勉手当及び給湯２次ポンプ交換修理等の施設修繕費の増額、２款サービス事業費で備品購入費で歩行器の購入のため増額をお願いするものであります。

続きまして、議案第７号 令和元年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

今回補正をお願いします金額は、歳入歳出それぞれ361万7,000円を増額し、予算の総額を8,961万7,000円としたいものであります。補正の主な内容につきましては、歳入では水道加入金と前年度繰越金及び他会計繰入金を増額し、水道使用料を減額するものであります。

歳出では工事請負費と人件費及び公課費の増額をお願いするものであります。

次に、議案第８号 令和元年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

今回補正をお願いします金額は、歳入歳出それぞれ16万3,000円を減額し、予算の総額を５億3,683万7,000円としたいものであります。

歳入は、公共下水道事業繰越金の減額をお願いし、歳出は職員の異動に伴う職員給与費の減額をお願いするものであります。

続きまして、議案第９号 令和元年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について申し上げます。

今回補正をお願いします金額は、歳入歳出それぞれ45万5,000円を追加し、予算の総額を３億3,545万5,000円としたいものであります。

歳入は繰越金の増額をお願いして、歳出は職員の異動に伴う職員給与費の総額をお願いするものであります。

続きまして、議案第10号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第２号）について申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ742万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億7,677万6,000円としたいものであります。

歳入では、雑入として沢渡第１・第２太陽光発電所におけるサービス契約費及びパワーコンディショナーの積み立てに係る返戻金と、沢渡第２太陽光発電所における盗難被害に対する利益保険金を見込ませていただきました。

歳出では、太陽光発電事業費における賃金の組み替え及び小水力発電事業費での人件

費の補正並びに発電基金積立金の増額をお願いしたものであります。

続きまして、議案第11号 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第2号）につきまして提案理由を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出の予定額を284万2,000円増額し、事業費の総額を1億1,242万1,000円としたいものであります。

これは、人事院勧告による手当の増額と、退職手当特別負担金の増額により、人件費の総額をお願いするものであります。

続きまして、議案第12号 令和元年度中之条町上水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、収益的支出における水道事業費用を179万6,000円増額し、予算の総額を2億3,230万2,000円としたいものであります。

また、予算第6条に定めた経費の金額において、職員の異動に伴う職員給与費を150万4,000円減額し、3,011万1,000円としたいものであります。

続きまして、議案第13号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回お願いします補正予算は、収益的支出における水道事業費用を339万7,000円増額し、予算の総額を1億2,852万1,000円としたいものであります。

次に、資本的収入では岩本簡易水道老朽管布設替工事に伴う町からの補助金22万円の増額をお願いし、資本的支出では建設改良費220万円の増額をお願いするものでございます。

収入額が支出額に対し不足する額6,541万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

また、予算第7条に定めた経費の金額において、職員の異動に伴う職員給与費を100万3,000円減額し、2,008万2,000円としたいものであります。

以上申し上げ議案第1号から議案第13号の提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明がありましたらお願いします。

議案第1号、総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）続いて、議案第2号から第4号、住民福祉課長

（議案第2号について、住民福祉課長補足説明）

（議案第3号、第4号について、補足説明なし）

- 議長（山本隆雄）議案第５号、保健環境課長
（議案第５号について、補足説明なし）
- 議長（山本隆雄）議案第６号、住民福祉課長
（議案第６号について、補足説明なし）
- 議長（山本隆雄）議案第７号、六合振興課長
（議案第７号について、補足説明なし）
- 議長（山本隆雄）議案第８号、議案第９号、上下水道課長
（議案第８号、第９号について、補足説明なし）
- 議長（山本隆雄）議案第10号、企画政策課長
（議案第10号について、企画政策課長補足説明）
- 議長（山本隆雄）議案第11号、自動車教習所長
（議案第11号について、補足説明なし）
- 議長（山本隆雄）議案第12号、第13号、上下水道課長
（議案第12号、第13号について、補足説明なし）
- 議長（山本隆雄）以上で説明が終わりました。

日程第３として、ただいま審議中の議案第１号から第13号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

- ◎ 議案第１４号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第１５号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第１６号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- ◎ 議案第１７号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について
（提案説明）

- 議長（山本隆雄）日程第４、議案第14号から第17号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

- 町長（伊能正夫）それでは、日程に従いまして、議案第14号から第17号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第14号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、本年８月７日に国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告を、

また群馬県人事委員会は10月9日に県知事及び県議会に対し県職員の給与等に関し勧告を行いました。本年の勧告は、国、県ともに月例給、特別給（ボーナス）の引き上げを行うこととしております。

主な内容は、令和元年度における月例給につきましては、民間給与との格差、国、群馬県ともに0.09%、これを埋めるため給料表の引き上げ、特別給につきましては民間における年間支給割合との均衡を図るために国、県ともに0.05月分を引き上げるというものでございます。

また、住居手当につきましては、支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、その原資を用いて手当額の上限を引き上げるというものでございます。

町においても給与制度は国の制度を基本とし、給与水準は地域給与を重視することや、情勢適応の原則の観点から県の勧告を尊重し、同様の措置をとらせていただくため、中之条町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするものであります。

実施時期につきましては、令和元年度における月例給等の改正につきましては、平成31年4月1日、勤勉手当の改正は令和元年12月1日に遡って適用させていただき、令和2年度からの勤勉手当の支給月数の変更を令和2年4月1日からお願いしたいというものでございます。

次に、議案第15号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

改正の内容は、先ほどの議案第14号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案理由でも申し上げましたが、本年度の人事院勧告及び県人事委員会勧告を尊重した中で、町特別職にあっても職員同様期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げるというものでございます。

また、あわせて令和2年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数を改めさせていただくというものでございます。

施行時期につきましては、令和元年12月の支給月数の変更を令和元年12月1日、令和2年度からの支給月数の変更を令和2年4月1日からお願いしたいというものでございます。

続きまして、議案第16号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回お願いします条例の一部改正は、水道法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間が無期限から5年間になることにより、第29条の手数料について変更を行うものでございます。

続きまして、議案第17号 中之条町上水道事業給水条例の一部を改正する条例につき

まして申し上げます。

内容につきましては、先ほどの議案第16号で提案した内容と同様で、第29条の手数料について変更を行うものであります。

以上申し上げ、議案第14号から議案第17号の提案説明とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。続いて補足の説明がありましたら、お願いします。

議案第14号、15号、総務課長

（議案第14号、第15号について、総務課長補足説明）

○議長（山本隆雄）議案第16号、第17号、上下水道課長

（議案第16号、第17号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）以上で説明が終わりました。

日程第4として、ただいま審議中の議案第14号から第17号につきましても、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○議長（山本隆雄）ここで暫時休憩といたします。再開を10時45分といたします。

（休憩 自午前10時33分 至午前10時45分）

○

◎ 報告第1号 専決処分の報告について

◎ 報告第2号 専決処分の報告について

◎ 報告第3号 専決処分の報告について

（報告、質疑）

○議長（山本隆雄）再開します。日程第5、報告第1号から報告第3号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（伊能正夫）日程に従いまして、報告第1号から報告第3号の専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

まず、報告第1号 専決処分の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分できることが指定されております契約金額の10分の1以内の変更について、11月11日に専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

内容は9月定例会において、ご議決をいただきました旧通運会館ビル解体工事請負契約の予算の執行に伴うもので、建屋の階段裏について化粧板を撤去したところ階段裏内部にアスベスト吹きつけがされていたため、この箇所の処分費が増工となるため、138万6,000円の総額変更計画をしたものでございます。

続きまして、報告第2号 専決処分の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分できることが指定されております契約金額の10分の1以内の変更について、11月7日に専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

内容は、6月定例会においてご議決をいただきました中之条町役場・中之条町保健センター、木質バイオマスボイラー導入工事請負契約の予算の執行に伴うもので、膨張タンク及び配管設備の規格の変更等により、228万8,000円の減額変更計画をしたものでございます。

続きまして、報告第3号 専決処分の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分できることが指定されております契約金額の10分の1以内の変更について、11月7日に専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告させていただきます。

内容は、6月定例会においてご議決をいただきました四万清流の湯・四万へき地診療所木質バイオマスボイラー導入工事請負契約の予算の執行に伴うもので、膨張タンクの規格の変更、並びに配管の一部について、安全面等を考慮した結果架台を設置し、配管する方式への変更が増工となるため105万6,000円の増額変更契約をしたものでございます。

以上申し上げ、報告第1号から報告第3号の提案説明とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）続いて、補足の説明がありましたらお願いします。

報告第1号から第3号、総務課長。

（報告第1号から第3号について、補足説明なし）

○議長（山本隆雄）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、報告を終わります。

○

◎ 議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

（提案説明）

○議長（山本隆雄）日程第6、議第1号議案を議題とします。

提案議員から提案理由の説明を求めます。福田弘明さん、ご登壇願います。11番、福田さん

○11番（福田弘明）議長から命をいただきましたので、議第1号議案、中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

改正の内容は、本年度人事院勧告及び県人事委員会勧告に従い、議員各位にあっては町特別職と同様の年間支給月数となるよう年間支給月数を0.1月引き上げるというものであります。

また、併せて令和2年度以降の6月及び12月の期末手当の支給月数を改めるというものです。

施行時期については、令和元年12月の支給月数の変更を令和元年12月1日、令和2年度からの支給月数の変更を令和2年4月1日から変更したいものです。議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

日程第6として、ただいま審議の議第1号議案について、審議の都合上本日はこれまでとします。

○

◎ 議第2号議案 中之条町議会会議規則の一部改正について
（提案説明、質疑、採決）

○議長（山本隆雄）日程第7、議第2号議案を議題とします。

提案議員から提案理由の説明を求めます。福田弘明さん、ご登壇願います。11番、福田さん

○11番（福田弘明）議長の命をいただきましたので、議第2号議案、中之条町議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

改正の内容は、出産、育児の一連の欠席理由を明示して、若年議員や男女とも議員活動と家庭生活を両立しやすくするためのものです。

また、障害者福祉の向上を目指す当議会としても、次年度以降のエレベーター設置により車椅子等での議員活動が可能となることを踏まえ、あらかじめ挙手による採決を採用するものです。

議員各位のご理解をいただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する者なし)

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は起立により行いますが、起立しない議員は本案に対し反対とみなすことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議第2号議案 中之条町議会会議規則の一部を改正する規則について採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決されました。

○

◎ 選挙第 1 号 烏帽子山植林組合議会議員選挙について

○議長（山本隆雄）日程第8、選挙第1号 烏帽子山植林組合議会議員の補欠選挙についてを議題とします。

烏帽子山植林組合議会選挙につきましては、組合規則の定めるところにより、組合議会議員の1人の補欠選挙を求めたい旨の通知が管理者から町長へ提出され、町長から議会宛てに依頼がありました。

そこでお諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、選挙は指名推選の方法で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、議長が指名することに決定しました。

烏帽子山植林組合議会議員に富沢重典さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました富沢重典さんを当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました富沢重典さんが烏帽子山植林組合議会議員に当選されました。

当選された方々には本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

◎ 陳情第2号

（委員会付託）

○議長（山本隆雄）日程第9、陳情第2号を議題とします。

最初に、陳情文表を朗読させます。局長

（議会事務局長 朗読）

○議長（山本隆雄）会議規則第92条により、ただいま朗読のとおり陳情第2号を産業建設常任委員会に付託します。

◎ 散 会

○議長（山本隆雄）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦勞さまでした。

2日目の5日は、午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

大変お疲れさまでした。

（散会 午前10時59分）

招集年月日 (会議)	令和元年12月5日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時 散会	開議	令和元年12月5日 午前9時30分						
	散会	令和元年12月5日 午後12時10分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		13番 山本日出男	14番 齋藤 祐知			1番 山田みどり		
職務のため出席した者の 氏名			事務局長		木暮 浩志	書記		山本 誠
			議事書記		田村 深雪	書記		関 侑介
			議事書記		鈴木 幸一			

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(1 2 月 5 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議)

第 1 一般質問

○

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）みなさん、おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットで配信予定をしています。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上議場内での会話等をお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきますが、議会基本条例第6条に規定する本会議における質疑、質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で答弁まで含めた時間で60分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、2回目のベルが残り5分、3回目が残りの1分です。

なお、最初の質問については登壇して行い、再質問、あるいは第2項目以降の質問は質問席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第6条第2項において議員の質問に対し、議長の許可を得て論点、また争点を明確にするため、反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよいまちづくりを目指した議論をお願いします。

一般質問の通告のあった7名の議員は、本日4名、明日3名の日程で行います。

では、あらかじめくじ引きで決定した順序により質問を許可します。

最初に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、ご登壇願います。3番、関さん

○3番（関 美香）みなさん、おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、1、防災対策について、2、がん対策について、3、糖尿病重症化予

防について、以上の３項目です。よろしくお願いいたします。

まず、防災対策についてお伺いをいたします。日本列島に大きな被害をもたらした台風19号、群馬県内においても藤岡市と富岡市で４名の方の尊い命が奪われました。また、吾妻郡において嬭恋村で国道144号やＪＲ吾妻線の寸断、河川の氾濫など大きな被害を受け、中之条町議会では郡議長会の呼びかけにより、災害ボランティアとして10月21日、現地に足を運び、被害の大きさを目の当たりにしました。この場をお借りして、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。そして、被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をご祈念させていただきます。

さて、中之条町において、今回の台風19号は、これまでに経験したことのないような大雨が見込まれる大雨特別警報が発令され、生活道路や農地、家屋にも被害が出た状況ではありますが、台風19号への町の対応についての反省点についてお伺いしたいと思います。また、反省点を今後の防災対策にどう生かしていくのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）みなさん、おはようございます。それでは、関議員のご質問にお答えをさせていただきます。

台風19号でございますけれども、10月12日から13日の未明にかけて関東地方を通過したため大雨となりました。強い雨が予想より早まったために、12日の９時10分には吾妻地域にも大雨警報が拡大し、15時過ぎ、50年に一度の大雨基準であります大雨特別警報基準の地点が県内で増加し、18時５分には吾妻地域は全て大雨特別警報の対象となりました。

台風19号への対応については、検証すべき点多々見受けられましたので、10月24日に課長全員と地域安全係による反省会を開催し、問題点の洗い出しや今後の対策について協議をさせていただきました。直ちに対応できるものにつきましては、既に改善をされ、実施に時間を要するもの、あるいはさらに協議が必要なもの、また予算を伴うものにつきましては、優先順位を定めて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）台風19号への町の対応についての反省会を持ち、問題点を挙げ、それぞれの課題についての対策を検討、実施していることを確認させていただきました。台風19号への町の対応について、私も町民のみなさんからご意見を伺っております。今後の防災対策につながると考えますので、何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、避難所の開設についてですが、自主避難所の開設は早かったが、身近な避難所

の開設が遅かった。暗い中、そして大雨になってからの避難は困難であるとの声を多くの方から伺っておりますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）役場と前橋地方気象台との密な情報交換を行っておりますけれども、情報の収集に努めてまいりました。中之条町には大雨特別警報が発令されない見込みで対応しておりましたけれども、刻一刻と変わる気象状況に対しまして、避難所の開設拡大が遅くなったことは否定できません。私と地方気象台の台長とのホットラインが結ばれておりまして、その情報が刻々とこちらに来るわけでございますけれども、そういったものを総合的に判断をし、特別警報が発令されるのが非常に少ないのではないかと、そういったことから判断をさせていただいたわけでございますけれども、その中で当初は大人数の収容ができるツインプラザあるいはバイテック文化ホール、こういったものを避難所として開設をいたしました。しかし、各地区からの台風の最中での移動を考えますと、各地区において避難所を早期に開設する必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）避難所の開設については、今回の反省点を十分に生かしていただきたいと思います。

次に、名久田公民館では停電が発生、暗やみの中での避難所滞在になってしまったこと、また和式トイレしかないため、高齢者の方が利用できなかったと伺っております。この点については、避難所となる施設の再点検、そして避難所を開設するに当たって停電など、もしもの事態を想定して準備をする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、総務課長からお答えさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）地区ごとの避難所開設、特に名久田公民館をご利用された皆様に変なご不便をおかけしたことの検証も行いました。照明につきましては、電池式のランタンなどを必ず避難所には用意すること、またトイレにつきましては、簡易型でもよいので、洋式トイレの用意が必要であると思われますので、準備を進めておる段階でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）次に、命を守ることが最優先でありますので、特に高齢者や障害をお持ちの方が毛布等の重い荷物を自宅から持っていかなくても、避難所での滞在が心配な

いよう対応していただきたいとお声を伺っておりますが、この点についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）避難された方全員にマットや毛布を用意することはできませんでした。基本的にはご自身でご用意いただきたいと考えておりますけれども、ご高齢の方や障害をお持ちの方など、準備や持ち運びが大変な方につきましては、役場の準備品をご利用いただけるように対応したいと考えております。

また、保温のための非常用アルミシートであれば、保管に場所もとらないことから、備蓄の検討を進めておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）次に、ペットを飼っている方たちからは、ペットも一緒に避難できるようにとのお声が聞かれます。また、動物が苦手な方やアレルギーをお持ちの方もいらっしゃるので、さまざまな意見があると思いますが、この点についてどう考えていくのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）災害時には何よりも人命が優先されると考えております。しかし、ペットは家族の一員であるという意識が根づいた昨今、ペットとの同行避難についてさまざまな意見があったことを踏まえまして、平成25年に環境省から、災害におけるペットの救護対策ガイドラインが示され、災害が起こった時に飼い主はペットと同行避難することが基本であるとされました。また一方で、他の避難者への迷惑にならないように努めなければならないともししております。同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難することをいまして、避難所での人とペットとの同一の空間で居住することを意味するものではございませんけれども、避難所は動物を嫌いな人や苦手な人、アレルギーを持った人など、多くの人が集まるところでございます。各避難所において円滑にペットと避難者を受け入れるとともに、ペットによる他の避難者の生活に及ぼす影響を最小限にするため、あらかじめ具体的な対策を検討してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）最後に、保健センターは、災害時に要支援者が安心して避難できる福祉避難所として指定されていますが、一般の指定避難所との切り分けや福祉避難所としての活用についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）福祉避難所でございますけれども、災害時に一般避難所では避難生活

が困難、そして高齢者あるいは障害者、妊婦、また援護が必要な方々に配慮した福祉避難所は、耐震あるいはバリアフリーの構造を備えて介助員を置くことなどが条件で、中之条町では保健センターを指定しているところでございます。福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所であります。一般的には災害発生時、まず自分の身の安全を確保していただき、一般避難所に避難をしていただく、そして一般避難所で避難者の身体状況あるいは介護などの状況を考慮して、福祉避難所への避難対象者の優先順位を決定し、福祉避難所の避難スペースの確保あるいはスタッフの配置など受け入れ体制が整った段階で避難対象者を受け入れる、そういうことが想定をされているところでございます。保健センターでは、現実的には災害の発生が小規模と予想される場合に、立地条件から自主避難所として活用を行っているところでございます。今回も最初は大きな災害にはならないというようなことも想像されましたので、自主避難所ということで開設をさせていただきました。そして、複数の避難所開設が求められる場合など、設置目的に沿って、その運用に努めてまいりたいと思っております。また、対象者の受け入れについても柔軟に対応していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）今回、自主避難所として開設された保健センターに数多くの方が避難されたと伺っております。町民のみなさんが不安なく避難行動がとれるよう、保健センターの活用について十分に協議をしていただきたいと思います。

以上、5 項目にわたって確認をさせていただきました。台風19号で浮かび上がった課題を先ほども申し上げましたが、今後の防災対策に生かしていただきたいと思います。

次に、いつ起こるかわからない災害、そして規模の大きくなっている災害に対して、今後町としてどう備えていくのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）今回の台風19号の対応の検証も踏まえまして、災害への対応について 1 つずつ体制を整えて、限りなく万全に近い避難者の受け入れ体制を構築していきたいというふうに思っております。そして、町民に対しましても早期の自主避難の必要性、そして各家庭における避難用品の装備など、防災知識の普及を図っていききたいと思っております。そして、中之条町地域防災計画に沿った防災体制の構築に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 3 番、関さん

○3 番（関 美香）今回の台風19号は、今までに経験したことのない雨が降り、町として自主避難所だけではなく、避難所を開設したのは初めての経験であると伺っております。地球温暖化が進んでいる状況の中、今後も規模の大きな災害が発生すると予想されます。

令和元年9月の定例会議の一般質問で、行政の役目は住民の方々が適切な避難行動をとれるよう全力で支援すると答弁いただいております。台風19号を経験した町民のみなさんからは、今後同じような災害に直面したら避難行動をとろうと思うという声を数多く伺っております。いつ起こるかわからない、そして規模の拡大している災害に対して町として適切な判断をし、町民のみなさんが適切な避難行動をとれるよう、今後も防災対策に力を入れていただきたいと思います。

それでは次に、令和元年6月定例会議の一般質問において、防災の専門的な知見を有する方を嘱託職員として採用し、地区防災計画事業を前に進めたいとの答弁をいただきましたが、地区防災計画事業の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）陸上自衛隊のOBであり、これまでに災害対応の経験を有する方を今年9月15日付で嘱託職員として採用し、地区防災計画策定支援の準備を進めております。

準備計画の行程につきましては、第1段階として近隣市町村の防災対策担当者との意見交換、関係行政機関との意見交換及び協力体制の確認、各地区の区長との接触を行っておるところでございます。長野原町では、現在、土砂災害からの避難を考える住民懇談会が行われていることから、中之条町でも懇談会に参加させていただきまして、今後中之条町でも取り入れられるように、情報資料等を収集中でございます。さらには渋川市及び沼田市には、陸上自衛隊OB隊員が職員として勤務しており、協力関係を維持しつつ、情報交換を行っておるところでございます。陸上自衛隊第12偵察隊とも災害時等に関しては、問題なく対応しますとの確認ができており、今回の19号対応に関しましても、12日の時点で連絡幹部の派遣を伝達し、2名が中之条町役場で勤務いただいたところでございます。沢田地区、伊参地区、六合地区等の挨拶回りを実施して、現在42区長に挨拶ができたところでございます。

第2段階といたしましては、年明けから町内に存在する介護施設等への挨拶を兼ねた懇談及び災害時に協力体制がとれるかの確認を実施、そのほかに現在の各地区区長様への地区防災計画作成に対する取り組みについての意見聴取を予定しているところでございます。

今年度は、着々と準備を進め、新年度に具体的な取り組みを実施する計画で進めておるところでございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）町民のみなさんが適切な避難行動をとれるよう支援するのは行政の役目ではありますが、災害に対して町民一人一人が自分の命は自分で守るという防災意識を

持つことが大切であると考えます。その点において、地域や地区の実情に応じた地区防災計画を作成することは、町民のみなさんの防災意識向上につながると考えます。防災の専門的な知見のある職員にサポートしていただき、それぞれの地域や地区に応じた地区防災計画作成が進むことを期待しております。町民のみなさんの防災意識をさらに向上させるためには、マイタイムラインの作成が必要であると考えます。マイタイムラインとは、台風や大雨の水害等、これから起こるかもしれない災害に対して、一人一人の家族構成や生活環境に合わせていつ誰が何をするのかをあらかじめ時系列で整理をする、自分自身の防災行動計画のことです。今回の台風19号を経験し、町民のみなさんの防災への関心が高まっている状況を見たときに、地区防災計画とあわせて自身の防災計画、マイタイムラインの作成に取り組んでいくべきと考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）マイタイムラインにつきましては、平成27年9月に起きた関東東北豪雨の鬼怒川の氾濫による被害を教訓といたしまして、国土交通省などが犠牲者ゼロの目標に向けて始めた取り組みでございます。議員の申されるとおり避難行動のサポートツールしてリスクの軽減につながることが期待できると考えております。地区防災計画を進める中でも住民の方々への啓発も含め、検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）マイタイムラインの作成についても防災の専門的な知見のある職員にサポートしていただきながら、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

では、防災の専門的な知見のある職員を配置することで、今後の防災対策にどのような効果があるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）嘱託職員として採用の約1カ月後の10月の台風19号に対する災害対策本部では、対策本部内の災害情報の処理等を職員にアドバイスするなど、これまでの経験を生かして災害対策本部の運営で重要な役割を果たしていただきました。今後に関しても職員に関しては、既に緊急登庁カードの作成配布などを行うなど、災害対処に対する町職員の意識改革や災害対処能力の向上に自衛隊での経験を生かしてアドバイスをいただきながら、役場職員の能力向上を図るとともに、町民の方々に対しても地区防災計画などを通じて、自分の身は自分で守ることの重要性を説明するなど、安全で住みやすい中之条町づくりに活躍いただけるものと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）いつ起こるかわからない、そして規模の拡大している災害への防災対

策は、行政が真摯に向き合うべき課題であると考えます。その点から、防災の専門的な知見のある職員を配置することは、中之条町の防災対策に大きなプラスになると考えます。町民のみなさんが適切に避難できるよう、行政の役割を担っていただき、町民のみなさんの防災意識向上を図りながら、災害に強いまちづくりの取り組みの充実をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次に、がん対策についてお伺いいたします。子宮頸がんは、20代から30代の若い女性がかかるがんであり、乳がんに次いで年間約1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人も女性が亡くなっている状況であります。子宮頸がんの原因は、ヒトパピローマウイルスというウイルス感染であり、HPVの感染を防ぐことを目的とする子宮頸がん予防のHPVワクチンが開発をされ、現在世界70カ国以上で国のプログラムとして接種が行われています。日本でもHPVワクチンは、2009年12月に承認をされ、2013年4月より国の定期接種となっていますが、接種後に多様な症状が生じたとする報告により、2013年6月より各自治体による積極的勧奨が差し控えられているところであります。一方で、HPVワクチンは、現在においても予防接種法における定期接種A類と位置づけられており、「対象者への周知を行うとともに、接種機会の確保を図る」と、制度の周知が義務づけられておりますが、中之条町において現在子宮頸がんワクチンの対象者である小学校6年生から高校1年生の女子への周知を行っているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）子宮頸がんワクチンの対象者でございますけれども、12歳になる日の属する年度から16歳になる日の属する年度というふうになっておりますけれども、町では標準的接種期間の中学1年生女子の保護者へ個人通知を行っているという状況でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）子宮頸がんを予防するHPVワクチンについて、国の積極的な勧奨の中止が続く中、ワクチン接種の存在すら知らない人も増え、将来的に患者が増えかねないという危機感が高まっています。HPVワクチンの接種判断をしていただくための周知活動は必要なことであると考えますので、中之条町の取り組みについて、大変感謝するところであります。

それでは、個別の通知の対象者が小学校6年生から高校1年生の女子である中、中学校1年生の女子のみに出している理由と個別通知の内容、そして実際どれくらいの方が接種を受けられているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、保健環境課長から答弁をさせていただきます。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）子宮頸がんワクチンの対象年齢は、議員のお話のとおり小学校6年生から高校1年生に該当する女子となっておりますが、その期間の中で標準的な接種期間として、予防接種を受けるのに望ましい期間として定期予防接種実施要領に定められているのが13歳となる日の属する年度の中学1年生となっております。町ではこれを受けて、中学1年生の保護者へ学校長を通じて予防接種の積極的勧奨を控えていること、また有効性とリスクのご理解の上、接種を希望される場合には予防接種を受けることができる等の内容をリーフレットとともに配付をさせていただいております。また、予防接種の実施状況でございますが、平成28年度には1名、29年度にはゼロ、30年度もゼロ、今年度1名接種をした状況となっております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）対象者へ個別通知を送り、正確な情報を伝え、家族で率直に話し合っ
て最良の選択を下せる環境づくりを行うことが大切であると考えます。中之条町は、現在中学校1年生の女子に対して個別通知を行っていることを確認させていただきました。定期接種の対象者は、小学校6年生から高校1年生の女子であります。今後、定期接種全対象者へ個別通知を行う考えはあるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）現在、国ではワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛等が見られることから、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、積極的な接種勧奨の一時差し控えが決定されているところは説明させていただきました。今後、国の指針、動向も踏まえた上で、適切な接種勧奨を行っていきたいと考えております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）HPVワクチンの接種対象者が小学校6年生から高校1年生という期間にHPVワクチンの接種を受けることで、予防の力が発揮されるのだと考えます。少なくとも定期接種の権利がなくなる高校1年生の女子に対しては、権利終了の周知を行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）高校1年生の女子に対する周知につきましても、先ほどと同様、国の指針や動向も踏まえて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）先ほども申し上げましたが、積極的な勧奨の中止が続いている中で、

子宮頸がん患者が将来的に増えかねないという危機感が高まっている状況もありますので、高校1年生の女子に対する権利終了周知の取り組みに対して、前向きなご検討をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、子宮頸がんワクチンの対象者が小学校6年生から高校1年生の女子であることから、学校現場におけるがん教育も重要であると考えますが、中之条町のがん教育の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの学校における取り組みにつきましては、こども未来課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）議員お尋ねの中之条町のがん教育の取り組みについてお答えいたします。

まず、指導に当たりましては、学習指導要領にのっとり、小学校では体育科保健分野、中学校では保健体育科保健分野で各校の年間指導計画に基づき実施しております。小学校につきましては、生活習慣病の予防及び喫煙の害と健康の授業の中で、がんに関する内容を指導しております。また、中之条小学校では保健福祉事務所に講師を依頼しまして喫煙防止講習会を、六合小学校では町保健師を講師としたがん教室を6年生を対象として実施しております。

次に、中学校につきましては、生活習慣病とその予防及び喫煙と健康の授業の中で、がんに関する内容を指導しております。また、中之条中学校では乳がん看護認定看護師を講師としたがん教室を、六合小学校では養護教諭を中心としたがん教室を3年生を対象にして実施しております。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）子宮頸がんの原因は、性交渉によるHPVウイルスの感染であることから、性教育にもかかわってくる部分でもありますので、中之条町の性教育の取り組みについても確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）お尋ねの中之条町の性教育の取り組みについてお答えいたします。

こちらも小中学校ともに学習指導要領にのっとり体育科及び保健体育科の授業において各校の年間指導計画に基づいて指導しております。小学校につきましては、思春期にあらわれる変化、中学校では生殖機能の成熟及び性感染症とその予防、エイズの授業の中で性教育に関する内容を指導しております。さらに中学校では、町保健センターによ

る授業の一環として、３年生を対象に思春期講演会を実施していただいております。例年、中之条中学校、六合中学校合同で開催し、専門の医師により性に対する正しい知識と理解について学ぶ機会を設けていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）子ども達が子宮頸がんについて学び、先ほども申し上げたように、家族で話し合う機会が持てるような環境をつくるのが大切であると考えます。子ども達が子宮頸がんから大切な命を守るためのがん教育、性教育への取り組みの充実をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねのがん教育、性教育の取り組みの充実につきましてお答えをいたします。

本町のがん教育、性教育につきましては、先ほどこども未来課長からお答えいたしましたように、学習指導要領に基づいた各学校の年間指導計画を中心に適切に行われていると考えております。議員のおっしゃるとおり、子ども達の大切な命を守るためにもがん教育、そして性教育を含めた健康教育全般につきまして、今後とも子供の発達段階に応じた適切な指導がなされるよう、各学校を指導してまいりたいと考えてございます。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）ご答弁ありがとうございます。

それでは次に、ＨＰＶワクチンの接種は予防でありますので、子宮頸がんを早期発見、早期治療につなげるためには検診の受診率アップに取り組むことが大切であると考えます。子宮頸がんは20代から30代の女性がかかるがんであり、検診の対象者も20歳以上の女性であることから、成人式での子宮頸がんの周知やがん検診の受診勧奨を行うことで、子宮頸がんの検診受診率のアップにつながると考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）保健環境課長

○保健環境課長（唐澤伸子）子宮頸がん検診は、20歳から対象となることから20歳になった女性全員に子宮頸がん検診のご案内を個別通知をさせていただいております。また、成人式につきましても、子宮頸がんのパンフレットを中心にがん検診についてのパンフレットの配布を行っておりますので、今後も継続して啓発を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）３番、関さん

○３番（関 美香）ご答弁ありがとうございます。未来ある若者の命を子宮頸がんから守るため、対象者への周知活動、また家族で話し合う環境づくり、そして子宮頸がん受診

率アップ、それぞれの取り組みの充実をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次に、糖尿病重症化予防についてお伺いいたします。厚生労働省の平成28年国民健康栄養調査の結果、国内で糖尿病が強く疑われる成人が推計で1,000万人に上ることがわかったそうです。高齢化が進む中で生活習慣と社会環境の変化に伴う糖尿病患者数の増加が大きな課題となっています。糖尿病は、放置すると網膜症、腎症、神経障害など合併症を引き起こし、医療経済的にも大きな負担を社会に強いることになります。そこで国は、平成28年4月に糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定したそうです。このプログラムは、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者、受診中断者について関係機関から適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより、治療に結びつけるとともにリスクの高い通院患者に対して保健指導を行い、人工透析等への移行を防止することを目的としています。

そこで中之条町の糖尿病対策についてお伺いいたします。去年の糖尿病患者の状況、人数及び医療費、また透析患者数、透析にかかった医療費、また糖尿病が原因で透析になった方の割合をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、住民福祉課長から答弁をさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）それでは、お答えいたします。

国保の加入者状況になりますが、糖尿病の方の人数は380人、医療費につきましては約6,500万円でございます。人工透析患者数は17人、医療費は約9,000万円となります。糖尿病が原因で透析になってしまった方につきましては、糖尿病を持つ透析患者数が7人なので、割合は約4割となります。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）これらの医療費を削減していくためには、糖尿病の未治療者や中断治療者を適切な治療に結びつけるために受診勧奨をしていくことが重要であると考えます。レセプト、診療報酬明細書を活用することで、検診未受診者の中から糖尿病治療を中断している方を見つけることができるそうですが、中之条町では検診を受けていない治療中断者の方たちへ受診勧奨できているのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）過去に糖尿病受診歴があるが、直近に受診歴がない方は、かかりつけ医の判断により治療終了や経過観察等の場合も含まれることから、適切な受診勧奨をするために、現在、吾妻郡医師会との協力体制を整備しているという状況でござ

います。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）市町村では、国民健康保険対象者のレセプトデータを5年間保存されているそうですが、中之条町においてこの5年間で糖尿病受診歴はあるけれども、最近1年間に糖尿病受診歴がない方はどれくらいいるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）昨年度の状況ですと、19人が該当していると考えられます。
以上でございます。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）全国の市町村の中には治療中断者を抽出し、受診勧奨を実施している行政もあると伺っております。中之条町においても糖尿病重症化予防の対策として、治療中断者を抽出し、受診勧奨を行うべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）今年の3月に群馬県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムが策定されました。吾妻地区でも県や吾妻郡医師会と連携しながら、糖尿病重症化予防の取り組みが推進されているところでございます。地域の医療機関と緊密に協力し、適切な受診勧奨や地域の実情に応じた保健事業を推進してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（山本隆雄）3番、関さん

○3番（関 美香）中之条町において透析に通う方のうち、約4割の方が糖尿病が原因であると確認をさせていただきました。透析や糖尿病性腎症等の重症化へ移行しやすい治療中断者を一人でも多く受診勧奨することは、町民の健康寿命の延伸、そして医療費削減に効果をもたらすと考えますので、今後の糖尿病重症化予防に対する積極的な取り組みをお願い申し上げ、私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）関美香さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願います。2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の前に、先ほどの台風15号及び19号で被災された町民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本日の質問ですが、3つございます。1つは、中之条ピエンナーレについて、2つ目が伊参スタジオ映画祭について、そして3つ目が有害鳥獣駆除対策についてです。

まず初めに、中之条ビエンナーレについてご質問させていただきます。今年度もスパトレイル四万tの草津に始まり、まちなか5時間リレーマラソンで町が主催する大きな交流イベントは終了したわけですが、今回で7回目となる中之条ビエンナーレ、次の質問の伊参スタジオ映画祭など、「中之条っていろんなことをやっていていいね、うらやましい。」といった声が町外からもたくさん聞こえてくるようになりました。主に温泉観光地のテレビを中心としたメディアへの露出も近年急増し、交流人口による町の発展に大きなプラスとなる結果が実感できるようになってきたのではないかと思います。また、今後こういったイベントが他の町では経験できない特別なものとして定住移住につながる要因になる可能性も大いに感じます。さらに、町の行政区だったり、町内部落などのお祭りとの相乗効果を生むようになると、さらに活気のある町になっていくのではないかと期待が膨らみます。

それでは最初の質問、中之条ビエンナーレについてですが、改めて本来の目的と現在の役割などを挙げていただいた上で、その達成度に点数をつけるとすれば100点満点中何点でしょうか、お答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今回で第7回目を迎えました中之条ビエンナーレでございますが、8月24日から9月23日までの31日間、145組の作家により町内6エリア47会場で開催をされました。来場者数につきましては、延べ39万人という結果でございました。このビエンナーレは、町外の来場者に中之条町のすばらしさを発見していただくだけではなく、町内のみなさんにも町の魅力を再発見、再確認していただきたく開催をしているものであります。何げなく広がる田園風景や廃校舎、空き店舗が輝きを取り戻し、その場所の魅力を再発見、再確認させてくれるものと思っております。期間中は、会場や食堂はもちろんのこと、町内の至るところに人があふれ、町内外の多くの方が芸術文化に触れることができ、今回においても大変よいイベントであったと感じているところでございます。これに対して点をつけろということでございますけれども、このビエンナーレはご承知のとおり実行委員会、そして総合ディレクターが中心になって実施をしているということでございまして、それぞれ知恵を絞って一生懸命やっているということに対し、私が点をつけるのは大変僭越かなというふうに思いますが、総体的に私の感覚からすると90点以上かなというふうに思っているところでございます。

その要因として、先ほど申し上げたように、山重総合ディレクターあるいは人見実行委員長、こういった方は外から中之条町に来て定住をされている方もいらっしゃいます

けれども、外の方が中之条町のまちづくりに一生懸命やってくれているということ等でございます。こういった力をかりて、今後もまちづくりを進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございます。私もただいまの町長の意見と同感でございます。90点以上ということで、それでは100点に近づくように、少しでも質問ができればいいかなと思っておりますので、質問を続けさせていただきたいと思います。

まず、このビエンナーレですけれども、前回と比べて経済効果はどのように推移したと考えますか。来場者数、チケット販売数など、具体的なデータがあれば一緒にご提示ください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）これにつきましては、担当の観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）観光商工課で取りまとめている数字について申し上げます。

来場者数については、前回は42万人、今回は39万人でございます。チケットの販売数でございますが、前回は1万2,000枚、今回は1万1,000枚です。町全体の観光消費額であります。ビエンナーレ開催年が約54億円で、開催のない年と比較をすると約6億円の増収がございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございます。ビエンナーレ開催のない年と比べ約6億円の増収ということですが、その中でビエンナーレの占める割合がどのくらいなのかははっきり出すのは難しいようですが、間違いなく前回同様、またそれ以上の経済効果はあったのかなと思います。そこで駐車場不足や作品の展示会場、また作家の選定など、今回のビエンナーレ開催において生じた課題の集約と問題解決に向けて、その効果を継続、また拡大するために今後どう取り組んでいくおつもりかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）今後の課題でありますけれども、イベントが大きくなってきたことに伴いまして、さまざまな問題がございます。議員おっしゃるように駐車場問題、展示会場のほかボランティアとしてお世話になるサポーター組織の一層の強化でありますとか、会場の安全性の確保や盗難防止等のセキュリティー対策の強化など、より一層の対策が必要であるというふうに考えております。ディレクターを含めて実行委員会において、今後検討していきたいと思っております。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございます。今後の課題について、町としても何点か挙げていただきましたが、中でも駐車場問題は他のイベントにあっても共通の課題となっておりますので、対策をしっかりと練っていただきたいと思います。

さて、今回のビエンナーレは、例年よりも約 2 週間早い時期に開催したわけですが、その影響はどう判断されますか。また、次回開催に向けて新しい取り組みや目標などがあればお答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）この実施につきましては、実行委員会で主に決定をしているということでございますけれども、その実行委員会からの意見として話をさせていただきたいというふうに思います。まず、開催時期を 2 週間早めた理由でございますけれども、夏休みの期間を 1 週間含めて、例年少ないファミリー層を多く集客しようと、そういった狙いがあったということでもありますけれども、実際問題は 8 月が猛暑だったということでございます。8 月中の入れ込みが前回と比較して約 8 割程度と減少しているということでございます。今後の展開につきましては、さらに認知度を上げられるよう、規模や企画内容の検討、またより集客が図れる開催時期の検討と回遊性を高める会場選定を行うことが必要であると考えております。また、課題になっておりますボランティア組織などのサポート体制を整備すること、あるいはアーティストの滞在性を高め、最終的には中之条町に移住していただくような、そんな取り組みが必要であるというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございます。今回の中之条ビエンナーレは、前回にも増して海外からのアーティストの方が多く参加し、地元の方と作品の共同制作を行ったり、お客様も外国人観光客が大分多かったように思います。また、町外から観光バスで見学に来る中学校などもあって、ビエンナーレに対します関心や知名度も大分上がってきているなと感じました。さらに、ボランティアに参加を希望する若い方も町外からも増えているようなので、ボランティアの参加の呼びかけを今回よりも早い時期にわかりやすくするなど、人と人とのつながりを強くする仕掛けを考えていけば、さらにパワーアップすると思います。そして、そのつながりがほかのイベントにも生かされるような取り組みを期待し、最初の質問を終わります。

続きまして、伊参スタジオ映画祭についての質問をしていこうと思います。最初に、今回で 19 回目となったわけですが、私も初めて伊参スタジオに足を運び映画を鑑賞いたしました。3 月 15 日に公開された映画「まく子」の撮影現場が四万温泉を中心

にということだったので、その撮影現場を見学したのがきっかけで私も映画ファンになったということでございますけれども、仕事柄なかなか映画祭の時期には見に行けることができずに、19回目にしてやっと見学に、鑑賞しに行けたわけでございますが、にわか映画ファンの私が言うのも何なんですけれども、実行委員会の方たちが毎年一生懸命頑張っていたのは存じ上げておりますので、失礼承知でコメントさせていただきますが、内容も充実したすばらしい映画祭だったと思います。町の今回の映画祭開催におきましての手応えといいますか、評価はどのような感じだったのでしょうか、お答えください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）第19回を迎えた伊参スタジオ映画祭でございますけれども、これも実行委員さんが中心になって運営をしてくれるということでございまして、企画等も実行委員さんが中心に進めているという状況でございます。今回の内容でございますけれども、中之条町をはじめ、オール群馬で昨年撮影をされました篠原哲雄監督の最新作「影踏み」を全国公開前に上映をして、出演者らによる対談あるいは主演の山崎まさよしさんによるミニライブを行ったほか、例年開催をしております映画上映、また昨年四万温泉地内で撮影をされました「まく子」の上映、そしてシナリオ大賞の発表授賞式を3日間かけて行ったわけでございます。3日間を通じて800名を超える来場者がありました。中之条町にゆかりのある映画を上映することで、スクリーンを通して中之条町のすばらしさ、これを町内外に発信できたものと思っております、大変好評であったというふうな講評でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。

では次に、映画を見に来場されたお客様がさらに快適に映画を楽しんでいただくために、今後の課題として私も映画を鑑賞した中で、また周りの方からの意見を聞いた中で、1つだけ課題を提示させていただきたいと思います。それは何かと申しますと、たぶんご承知の方も多々いると思うのですが、上映会場の空調、暖房設備の改善のことでございます。パンフレットには「防寒対策をしっかりとご来場ください」というような、小さな文字で1行書かれているだけだったので、どれだけ寒いかわからずに悩んだ方、若干震えながら鑑賞している方もいたようでございます。今後の町としての対応をお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）ご指摘の暖房設備の件でございますけれども、例年どおりジ

ェットヒーターを3台、石油ストーブを3台配置して防寒対策は施しておりましたけれども、通常の映画館と比較した場合に寒さを感じる方もいらしたのかなというふうに思っております。今後については、チラシの配布、ホームページ等でのお知らせには書いてございますけれども、大きな文字でわかりやすいように、防寒対策についても周知が必要であると思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。今の答弁によりますと、設備投資よりも防寒対策の周知に力を入れていくということなののでしょうか。もう一台ぐらいジェットヒーターの購入をご検討いただけないものなのでしょうか。ぜひよろしくお願いいたします。もし万が一それが無理なようでしたら、寒さ対策といたしましてカイロを配付するというのはいかがでしょうか。効果は気持ち程度ですけれども、低予算で簡単にできることなので、参考までにご提案させていただきます。また、長時間パイプ椅子での映画鑑賞がきついといった声も若干というか、かなりの人数、10名ぐらいですか、聞こえておりましたので、伊参スタジオは体育館の中で鑑賞するということなので、そのスタイルでパイプ椅子をそのまま使っているというようなこだわりがあるのであれば、またそれはそれに沿ってということだと思えるのですけれども、もしそういうこだわりがなければ、今後またご検討いただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この伊参スタジオ映画祭の最後の質問ということになりますけれども、来年は伊参スタジオ映画祭といたしまして記念すべき20周年という節目の年となります。イベント内容の強化を図りまして、町内外の認知度、集客力をさらにアップするために町と実行委員会が一体となって盛り上げていていただきたいと思いますけれども、どんな映画祭にしていくおつもりですか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）先ほどの設備の問題もありますけれども、今までの伊参スタジオ映画祭として、その会場をずっと使い続けてきたということもございます。ですから、来場者に周知をしていただいて防寒対策、そういったものを徹底していきたいなというふうに思っておりますし、19回を迎えておりますので、来場者がそれを承知で来ていただけるかなというふうに思っておりますけれども、より充実したものにできればというふうに思っております。

今回で19回を迎えて、来年20回という記念の年を迎えるわけでございますけれども、もう実行委員会は既に20回目に対しまして、いろいろな方向性を模索し始めているということでございます。その一つとして記念誌の発行、あるいは有名なゲスト、監督を招待してのトークイベント、ライブ、そして展示スペースのリニューアルあるいはDVD

の視聴スペースの整備、こういったものも検討しているということでございます。そして、何より特徴的なものは、「月とキャベツ」を一番先にあのスタジオでつくったわけでございますけれども、その映画を来年で20回連続して上映をするということも、大変貴重なものでございますので、こういったものも記録に残しておく必要があるかなというふうに思っております。いずれにしてもみなさんで力を合わせてよりよい映画祭にしていきたいなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございました。どんなゲストが来るのか今から楽しみです。期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

さて、今映画業界では、実はレンタル業界の発達など、さまざまな理由から映画館離れ、映画離れが非常に深刻な問題で広がっているようでございます。大手配給会社でも映画館への集客、また映画を無料配給などを行いまして、映画ファンの獲得に努力を行っていると聞きます。伊参スタジオ映画祭で盛り上がっている中之条町に大変関心があるという話も聞いております。中之条町には、バイテック文化ホールやツインプラザの交流ホール、また伊参スタジオ映画祭のスタジオ等、たくさんの映画を上映する会場がございます。伊参スタジオ映画祭は、日程的にもたぶんこれからも同じ日程で組まれるのかなと思いますけれども、映画ファンを増やすことがまた伊参スタジオ映画祭の発展にもつながると思いますので、今後またそういった会社と協力しながら、ちょっと話はそれてしまうかもしれませんが、映画ファンを増やすという意味でつながると思いますので、いろんな映画の上映もこれからバイテックなりツインプラザの交流ホール等での上映も考えていただければなと思います。

この質問の最後となりますけれども、来年の伊参スタジオ映画祭の成功を祈念いたしまして、2つ目の質問を終わりたいと思います。

最後になりますが、3つ目、有害鳥獣駆除対策についてご質問させていただきます。まず、被害の状況ということで、9月の一般質問の中でも私少し触れましたけれども、今年は全国各地で熊による人的被害やイノシシやサルによる農作物の被害が多く報告されております。町内におきましても例年以上に至るところでクマの目撃情報が報告され、住民が不安を募らせております。幸い当町では、人的被害が発生しておりませんが、町民はもちろん温泉地や町が開催するイベントに訪れた観光客が被害に遭うようなことになれば、その風評被害たるははかり知れません。そこで今日は、町の有害鳥獣駆除対策について質問させていただきます。

まず初めに、最近の有害鳥獣被害はどのような状況かお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）最近の有害鳥獣被害についてお答えいたします。

町では、毎年有害鳥獣による農作物の被害調査を行っております。平成30年度の被害額でございますが、総額が1,191万円でございます。その内訳は、稲が35万9,000円、野菜類が843万円、芋類が131万5,000円、豆類が20万3,000円及び工芸作物が31万8,000円となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。

続きまして、これまでに町が有害鳥獣対策をどのように行ってきたのかをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これまでの有害鳥獣対策についてお答えをさせていただきたいと思います。有害鳥獣の対策については、防護と駆除の2つの方法がございます。まず、防護でございますけれども、有害鳥獣の出没時に花火あるいはパチンコにより追い払いを行っております。これは、多くの方が実施できる方法であります。轟音玉については、講習を受けた方だけに実施していただいております。また、守りたい農地に電気牧柵を設置する方に費用の補助金も交付をしております。さらに、有害鳥獣が出てきづらくなるために農地や住宅周辺のヤブ刈りも支援をしてきました。新たな方法として昨年度より四万温泉地内において、野生動物が本能的に嫌がる音を出す機器の設置も始めました。一方、有害鳥獣そのものを駆除する対策も当町は行っており、有害鳥獣対策実施隊に委託して実績を上げているところでございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。9月の質問でDC、デスティネーションキャンペーンにつきまして、その対策といたしまして、熊対策お願いしたところ、4カ所既に四万温泉では熊よけの装置が設置されたということで、迅速な対応に感謝いたします。ありがとうございます。

さて、今の町長のお話の中で、有害鳥獣対策には駆除と防護の2つの方法があるとのことでございますが、駆除の実績を具体的に上げていただけますか。また、駆除によってどのような効果があったのか、ここ数年の傾向を教えてくださいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）有害鳥獣の駆除の実績でございますが、平成30年度はイノシシが

353頭、サルが86頭、シカが143頭、ツキノワグマが53頭、タヌキ、ハクビシンなどが523匹となっております。サルとイノシシにつきましては、駆除される数が着実に減る傾向であり、ピーク時に比べイノシシは3分の2程度、猿は5分の1程度になっております。ただし、シカに関しましては急激に増えております。また、タヌキやハクビシンなど、小動物についても若干増える傾向にあります。ツキノワグマに関しましては、捕獲の多い年と少ない年が2カ年から3カ年周期で繰り返してくる状況でございます。ちなみに、今年は大変出沒が多く、捕獲数も過去最高のペースで増えてきております。

続きまして、どのような効果があったかについてご説明いたします。前に説明いたしましたアンケートによる農作物の被害額は、平成24年度の3,671万円をピークに年々減少し、このところ1,100万円前後となっております。金額的には対策の効果がしっかり表れてきていると思います。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）2番、佐藤さん

○2番（佐藤力也）ありがとうございます。続きまして、防護柵について、先ほどの答弁にも出てきましたが、轟音玉、正式には動物駆逐用煙火とありますが、についてお聞きしたいと思います。轟音玉や花火を使用しての追い払いは、大きな音と火薬や煙のにおいを熊などの有害鳥獣が嫌うので、効果があると言われております。特に熊にあっては、出沒したときだけでなく、定期的に山中や空き家となった元人家のそば等で使用が効果的のようでございます。轟音玉や花火は、町が全額負担していると聞いております。特に轟音玉は、日本煙火協会認定の煙火消費保安講習の受講者しか購入、使用はできませんが、安全かつ効果的に追い払いができるため、講習を必要としない爆竹やロケット花火などの使用不適による山林火災の発生なども回避でき、熊の出沒によって巡回を行っている消防団への負担の軽減にもつながると思います。また、猟友会等の猟銃を扱う方も高齢化のため年々減少してきており、駆除の対応が迅速に行われなくなってきております。

以上の理由から、町で轟音玉の講習会の受講費用の援助を行うことはできないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）轟音玉講習会の費用の援助についてお答えいたします。

現在、轟音玉の講習会は、年に1回吾妻郡内2カ所で行っております。その費用は、初回が4,800円、更新時に2,000円となっております。この講習を受けて煙火協会の発行する煙火消費保安手帳を所持する町民は、現在94人おります。そのうち24人が有害鳥獣対策実施隊員となっております。有害鳥獣対策実施隊員につきましては、受講費用の全

額を町の有害鳥獣対策協議会より支払われております。一般の方70人につきましては、今のところ補助は行っておりませんので、より多くの方に追い払いにご協力いただけるよう、補助について検討を行いたいと思います。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございます。ぜひとも前向きにご検討をお願いいたします。

また、講習会の開催も町報やホームページなどで案内を強化していただけたらと思います。一度受講した方には更新の連絡が手紙で届くようなのですが、初回受講者に関しては告知がほとんどなされていないようなので、よろしくお願いいたします。

それでは最後になりますが、町の有害鳥獣対策としての駆除により、農作物の被害は減少の傾向にあるようでございますが、一方でクマの出没による人的被害発生の確率も残念ながら高くなってきているように思います。特に有害鳥獣対策実施隊員の中で猟友会の方たちの高齢化による人手不足も問題かと思われそうですが、その点も含め、今後の有害鳥獣対策はどのような方針で町として進めていくのか伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）今後の有害鳥獣対策の進め方についての質問でございますけれども、これまで町が行ってきた有害鳥獣対策が一定の成果を上げてきたことは、これまでの説明でご理解をいただけたかなというふうに思っております。ですから、基本的には今後も現在の施策を継続していく考えでございます。しかし、有害鳥獣対策実施隊の高齢化に大きな問題があると思います。今後、猟銃を使える人が少なくなっていくと、これまでのように駆除を行っていけなくなります。その対策として昨年より銃免許の取得費補助金を、補助を始めたところ、今までに2人の若者が免許を取得し、有害鳥獣対策実施隊に参加をしていただいております。このように若い人の参加を促す事業には、一層力を注いでいかなければならないというふうに思っております。さらに、来年のD Cに備えて、多くの観光客が訪れることが予想されますので、農業面だけでなく観光面においても被害を出さないような対策も推進してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄） 2 番、佐藤さん

○2 番（佐藤力也）ありがとうございます。町が銃免許の取得に際しての補助を行ったことで、新たに若い方が有害鳥獣対策実施隊員に加わったことは、有害鳥獣の駆除という点で大変素晴らしいことだと思いますし、評価し、感謝いたします。特に今年頻繁に目撃があり、駆除された頭数も増加したクマや10月1日に群馬県でも感染が確認されましたC S F、豚コレラの感染拡大を抑止するためのイノシシの駆除等の成果にも期待が持てます。

今後、お二人の若い隊員がベテラン隊員の方たちが今までの経験から得た知恵と技術を受け継ぎ、けがなく活躍されることをご祈念いたします。そして、町にはこれからも有害鳥獣から町民の身体、生命、財産を守るべく、引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）佐藤力也さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

（休憩 自午前 10 時 49 分 至午前 11 時 05 分）

○議長（山本隆雄）再開します。

一般質問を続けます。

次に、唐沢清治さんの質問を許可します。唐沢清治さん、ご登壇願います。8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、これからの中之条町のあり方についてお伺いをいたします。中之条町は、5 つの地域からできています。地域にはそれぞれ特徴があります。その特徴を生かすことが大切だと思います。それにはそこに住む人が自分たちの住む場所は自分たちでよくしようという気持ちになることが大事だと思います。皆、そういう気持ちは持っていると思います。何か社会の役に立ちたいという気持ちも持っています。この気持ちを生かすための施策をすることが大事だと思います。住民一人一人から盛り上がったものは、すごい力を持っていると思います。各地域の力が集まり、中之条町が一つになれば日本一の中之条公園ができると私は思いますが、町長はこれからの中之条町のあり方についてどのようなお考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、唐沢議員のご質問にお答えする前に、ちょっと反問権でお聞きしたいと思いますけれども、今日本一の中之条公園という言葉がございましたけれども、私の中でちょっとイメージができないので、そこらへんを教えていただければと思います。

○議長（山本隆雄）8 番、唐沢さん

○8 番（唐沢清治）反問権ということで、中之条公園ということはイメージができないというお話でした。この前、私が一般質問で確か同じようなことを言ったような気がするのですが、中之条町の自然や文化、住んでいる人たちが一緒になって、そういうものを生かして中之条町全体というか、そういうものを都会の人たちに発信していければ、中之条公園というのは、そういうことで発信していけば日本一中之条公園というところで、都会の人たちにアピールしていけば、中之条をアピールするのに一番何

か、そういうところでアピールしていくのが、日本一とか、そういうところで中之条町をアピールしていくということが大変大切なことだと、そういうふうに思います。その材料というのは、中之条町は結構そろっているのだと私は認識しております。各、昔の地域というか、5つの地域がありますけれども、そういう所の物を、地域地域で自分たちの住んでいる所をもっと活かしていくような、そういうことが私は大切だと思っております。今、みんな中央にこういうふうに集まるようなというか、そういうような傾向に今日本中というか、中之条町もそうだと思うのですけれども、そういうところがあるのですけれども、末端というか、そういう所をもっと大切にしていくことが一番、今とは逆かもしれないのですけれども、そういうことが一番山間地域という、こういう中之条町にとって、そういうところから積み上がっていくことが他にはない、町村と違う魅力が発信できるのかなと思っているところであります。そういうことで今回のあれもそんなところから質問したわけですから、一人一人の町を愛するというか、そういう気持ちを醸成していくことが大切かなと思います。そういうものが集まれば町全体が中之条公園というか、受け入れ体制ができれば、そういうようなイメージになるのかなと思って、中之条公園というような言葉が出てきたのだと思うのですけれども、ちょっと上手に説明ができなくて申し訳ありませんけれども、以上です。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）大体イメージがわかりました。中之条町には自然も文化の人間性もいろいろいいところがあります。そして、町民の方も行政に対して協力的でありますし、そういった面、いい面をつないでいい町をつくるということだろうというふうに思っております。そして、この5つの地域がそれぞれの特徴を持っていますので、そこを補完し合いながらということだろうというふうに思います。中之条町が持続的に発展し続けていくためには、町の特性を生かし、魅力的で活力あるまちづくりの実現に向けて、地域経済の活性化や地域活力の創出につながる施策を実施していかなければならないと思っております。多様化、複雑化する地域課題を解決していくためには、中之条町の資源であります自然や文化、また人材を生かした地域の自主的、主体的な取り組みを行うことによって、それぞれの得意分野などを生かして役割分担をしながら地域が目指すまちづくりを進めていくことが重要であると考えております。地域におけるよいところ、不足しているところ等の実情に一番よく知っている町民のみなさん一人一人のまちづくりに対する思いを結集することにより、よりよいまちづくりが進んでいくことと思います。町民と行政が一体となって、協働による地域づくりを進めていくことにより中之条町に愛着を持ち、中之条町民であることに誇りを持っていただき、これからも進み続けたい町となれるように一生懸命取り組んでいきたいと思っております。私が町長になって一

番感じたこと、それは町民の方々が町等の行政に対して積極的にご協力をいただいていること、そしてボランティア力が非常にあるということでございまして、まちづくり、いろいろなイベント等を通じまして、ご協力をいただいているということでございまして、私が一番感謝しているのはそのところでございます。こういったものがまちづくりの原動力になるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○ 8 番（唐沢清治）突然の反問権ということでしたが、町長のほうからいろいろとご答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひともよいまちづくりのために私ともども努力していけたらと思っております。

1 つ私のほうから要望というか、提案というようなことを申し上げたいと思います。私は、町民一人一人がつながりの中で楽しみながら社会に役立っている感を持つことが大事だと思います。その感覚を持つために、これからは交流人口と定住人口の間の関係人口を意識した取り組みが大事だと思います。それには町全体でというより、小さな単位で取り組んだほうが多面的な、親密的な関係が持てるような気がします。都会の若者たちが中之条町の自然、文化、温かい気持ちに触れながら一緒になって作業をすることにより満足感、幸福感につながると思います。こういった関係人口に取り組んでいただけるよう要望して、次の質問に移ります。

次に、中之条ガーデンズについてお伺いをいたします。今年度で大きな工事は終わり、有料化に向けて展開していくのだと思いますが、私はなるべく早い時期にしっかりした運営管理者を決めるべきだと思います。そして、新しい発想のもと、さまざまな展開を図ることが大切だと思います。例えばレストランに一般の人から中之条町の特産品を活かしたガーデンズだけの商品を開発してもらう取り組みとか、中之条町の文化財や天然記念物、例えば富沢家、日向見薬師堂、鳥追太鼓、芳ヶ平、チャツボミゴケなどの絵柄の包装紙で商品を包み、その絵柄欲しさを誘い、また町の宣伝を図る取り組みとか、花にはチョウ、チョウチョウ飛ぶ花園とか、創意工夫することがたくさんあると思います。町独自でするにしても、どこかにお願いするにしても、早く運営を決めることが大事だと思いますが、今後の方針をお聞かせください。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）これについては、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 農林課長

○農林課長（安原 明）中之条ガーデンズの今後の運営方針と体制についてお答えいたします。中之条ガーデンズは、全面改修が始まり今年で4年目に当たり、面的な整備の最終年度となります。今後は有料化に向けいろいろな準備を行っていく予定でございます。

その内容は、ソフト的なもの、施設的なもの及び人的なものがあると思います。当然美しい庭園をつくってきたので、その管理体制には力を入れていきます。園芸的には既に庭園管理の実績のあるヘッドガーデナーを置き、その人の指示により園内管理を行う体制整備を行いたいと思っております。来園者を増やすためにはローズガーデン、スパイラルガーデンなど、整備段階よりお世話になっているガーデンデザインの先生方に今後も植栽デザインの指導をいただきたいと考えております。また、有料化に対応するためスタッフを増員し、その教育も同時に行っていきます。ガーデン内では、新たに完成した農園エリアの活用も含め、農業公園として農産物の6次産業化によりできた加工品を食したり、購入したりすることもガーデンズ内でできるようにしたいと思っております。PR活動やイメージ戦略を立て、全体的に経営感覚を持って運営し、当町の経済の活性化に貢献できる施設を目指してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ご答弁ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

次に、山の上庭園についてお伺いをいたします。山の上庭園は名前が変わって、以前とはさま変わりしたように思われますが、山の上庭園は、どのような庭園を目指しているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）山の上庭園の今後の運営についてお答えいたします。山の上庭園は、標高1,000メートルの立地条件を生かして、宿根草を中心としたナチュラルガーデンを売りとしている施設でございます。中でもイングリッシュガーデンの部分は、本場イギリスで今はやっているイングリッシュガーデンと遜色ないとガーデンデザイナーの吉谷桂子先生は絶賛しております。山の上庭園は、庭園を散策する楽しみのほか、ドライフラワーなどを使ったフラワーアレンジメントやハーバリウムなど、ハイセンスなクラフトを楽しむことができる場所も人気があります。草花のブランドとして「六合の花」が市場において人気があることから、「六合の花」のドライフラワーを山の上庭園で制作も行っております。クラフト関係の花材の供給場所としても、今後伸びる可能性を持っていると思います。山の上庭園の運営は、自然に任せているように感じるけれども、しっかりデザインされた美しい庭園づくりと、センスのよい作品づくりの体験、さらに「六合の花」のドライフラワーの製造販売に力を入れ、来園者の増加を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）今の構想に従って、魅力ある山の上庭園にしていっていただきたいと

思います。

次の質問に移ります。ビエンナーレについてお伺いをいたします。以前安原議員が提案していましたが、私も私なりに提案をします。中之条町の東の玄関口名久田地区と西の玄関口山の上庭園に予算を別に設けて、中之条町にふさわしいビエンナーレ作品をつくり、広告塔にしたらと思いますが、町長はどのように思われますか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ご承知のとおりビエンナーレの作品につきましては、2年に1度アーティストが中之条町に滞在をして、その地で感じ取った感覚で新しい作品を制作し、展示を行い、基本的には会期終了後に撤去するという方法をとっているところでございます。しかし、一部の方からモニュメント的な作品が欲しいという声も聞いているところでございます。今、ビエンナーレ作家に関連する作品が幾つか残っているのはご承知だと思います。一つは山の上庭園のところに鯨がございします。これもその作家の一人がつくったものであります。そして、中之条小学校の中庭にモニュメントがあります。これもそうであります。そして、山の上庭園の中に幾つか作品が保存されているというのもございます。そして、伊参スタジオ公園の中にも幾つか作品が残っているということでございます。こういったことも一つ必要かなというふうに思いますけれども、ディレクターあるいは実行委員会を含めた中で検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）8番、唐沢さん

○8番（唐沢清治）ありがとうございます。ぜひ前向きにご検討のほどよろしく願いいたします。

次に、ビエンナーレ作家の宿泊やその環境についてお伺いをいたします。作家さんの中には制作費用をつくるために8年間勤めて参加した方もいると聞いています。せめて宿泊施設、制作場所など、移動または食事などの環境を整えてやれたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）観光商工課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）観光商工課長

○観光商工課長（永井経行）作家の宿泊施設については、今回町内8カ所に用意をいたしました。ビエンナーレは、2年に1度の開催でございますので、一度物件を返してしまうために安定感がないことや古い物件を借用しているということなどから、冷房が完備されないということや水回りのトラブル等もありました。宿泊施設の環境整備については、今後の課題であるとも言えます。そして、例年100人を超える作家が開催直前に制作

を行うということで、宿泊施設がキャパオーバーであったのを解消するため、今回よりターム制を導入しまして、エリアごとに滞在期間を分散して対応していただきました。また、宿泊施設と制作場所を自力で移動のできない作家に対しては、スタッフが交代制で送迎を行いました。そのほか食事については、実行委員会から食材の補給を行ったり、夕食を提供し、作家の支援を行ったとのこととあります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○ 8 番（唐沢清治） どうもありがとうございました。なお一層の環境の整備をよろしくお願いいたします。

次に、別枠での町民参加についてお伺いをいたします。ビエンナーレ作家の約 3 分の 1 が外国人と国際的になったわけではありますが、町民の中にも芸術にかかわる人がいます。内から盛り上げるためにも別枠で現代アートに挑戦する機会があってもよいように思われますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） 今回のアーティストでございますけれども、一般公募のほかに国内あるいは町内在住の国際交流作家、海外からの招聘作家でありまして、彫刻や写真、映像、演劇、パフォーマンス、ワークショップなど、多才な表現に出会えるものでありましたが、そんな中で地元中之条町民が自ら参加してビエンナーレを盛り上げていくことは、唐沢議員おっしゃるとおり非常に大切なことであると思います。今回ご承知のとおり、知的障害者の団体であります「なかんじょアートミーティング」が同時に伊参交流館で展示をされました。これも町民の方に参加をしていただきました。そして、このビエンナーレは、作品を展示することだけがビエンナーレではなくて、そのパフォーマンスとかワークショップとか、これも含めて現代アートということでございまして、そういったところには町民の方が多く参加していただいたということでございまして、今後こういったものも進めていく必要があるかなというふうに思っておりますので、実行委員会で十分検討していただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 8 番、唐沢さん

○ 8 番（唐沢清治） ご答弁ありがとうございました。ぜひともみんなでやるビエンナーレにしていきたいと、そんなふうに思います。

以上で私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄） 唐沢清治さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

次に、関常明さんの質問を許可します。関常明さん、ご登壇願います。7 番、関さん

○ 7 番（関 常明） 大変ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。通告に従って 5 点ほどやりとりができればというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

します。

まず、同僚議員からもお話があったのですが、災害の対応についてということではちょっとお話ができればというふうに思っています。1つは、情報をどういうふうに扱うかということの話ができればというふうに思っています。県だとか気象庁だとかというところから情報が来て、町長が一定の判断をするということなのですが、情報については見てみると、中之条町がもう少し雪が降ったり、雪崩が起きたりというはずなのだけでも、なかなかそのへんの問題についてはどうなっているのだということも含めてあるのだというふうに思っています。

幾ら避難ということで情報を出しても、避難しない人というのは必ず出てくるわけで、週刊誌だったか、インターネットだったかちょっと忘れましたが、膝下、足首まで水につかっているのにパチンコ打っている人の写真が出ていたのを見た記憶がありますが、感電どうするのだろうかというふうに思ったのですが、そういうことも含めて事には然様にいろいろ総合的な判断をしなければいけないということもあろうかというふうに思っています。それから、ご案内のように町の広さを考えると、中之条地区とあるいは六合地区というようなことで、画一的に判断はできないというのは、そういうことなのだというふうに思います。そういった中で避難指示等の判断というのは非常に難しいというふうに思うのですが、町長としてそのへんの考え方を聞かせていただければというふうに思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、関議員のご質問にお答えをさせていただきます。

避難指示等の判断についてお答えをいたします。内閣府の避難勧告等に関するガイドラインでは、市町村の責務として、「市町村長は関係機関からの情報や自ら収集した情報等によりの確に判断を行い、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない」とされております。平成31年3月、避難勧告等に関するガイドラインが変更され、住民等が情報の意味を直観的に理解できるように、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することとされました。気象台から発信される警戒レベルの相当情報は、警戒レベル3、避難準備、高齢者等避難開始、警戒レベル4は避難勧告、避難指示相当、警戒レベル5は災害発生情報とされております。今年度の発信情報は、警戒レベル3は9回、警戒レベル4は2回、警戒レベル5につきましては1回となっております。気象台の警戒レベルの相当情報に応じた発令をそのまま行うことは、町民の混乱を招くおそれもあります。難しい判断となりますが、前橋地方気象台や群馬県との密な情報交換によりの確に判断を行い、避難行動の支援を行ってまいりたいと思います。大きな災害があった場合は、気象台と私のところ

でホットラインということで結んでありまして、いろいろな情報が入ってくるわけでございますけれども、総合的に判断をするということでございます。今まで土砂災害警戒情報とか、そういったものが出るわけでございますけれども、群馬県の中でも中之条町は4番目ぐらいに多く出された経緯があるわけでございまして、これをそのたび住民の方に発信をいたしますと、最終的にはオオカミ少年になってしまいまして、またか、前は大丈夫だったというような情報になる可能性がありますので、このへんの見直しを県のほうにお願いし、今は適切に発令をしていただいているということでございまして、本当に危ない時だけそれが出ると、出たら必ず逃げると、そういった体制を整える必要があるかなというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん体制を整える

○7番（関 常明）そういうことで説明をいただきました。警戒レベルというような話もあったのですが、役所仕事になるのだろうというふうに思うのですが、わかりづらかなというふうに思います。もっとわかりやすく端的に中之条型の避難体制、具体的にどうするのだという、高齢者避難開始と、それから緊急指示と、差は何なのだとということもありますので、そのへんは周知をする中で、オオカミ少年の話がありましたが、非常に難しいというふうに思います。この指示というか、この判断をしたことによって賛否が出るというのは当たり前のございますので、そのへんはきめ細かくこれからも研究を重ねるということになるのだというふうに思います。そのへんの中身については、やっぱり町民との情報の共有、それから中身の共有というのをぜひ考えていただければありがたいかなというふうに思っています。それは、いずれにしてもこれからの課題だというふうに思っていますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。「みんなで考えましょう」という話です。

次に行きます。防災マップの活用についてということなのですが、結構折に触れて防災マップ配ただけではないかという話はさせていただいています。専門家がちょっと入って防災マップも含めたトータルの情報を含めた処理をどうするのだというようなこともあるのですが、一つは情報というか、防災マップは黄色いところと赤いところと出ているのですが、あれが見直しの必要があったのかどうなのかと、実際今回の台風でどうなったのかというようなことも含めて、改めて活用をどうするのだということ、それから検証をどうするのだというようなこともあわせてお答えいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）中之条町防災ハザードマップにつきましては、平成25年に作成させていただきまして、地区ごとに毎戸配布させていただいたところでございます。今後進めます地区防災計画策定支援とも絡めまして、このマップの再確認と活用を図ってきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）しまいっ放しになってしまっているのも多いのかなと、張っていただけている家はむしろ少ないかなという感じがしますので、前から言っているように少ない単位の例えば行政区だとか、あるいはもう少し小さい地域でもいいと思うのですが、私の所関係ないよということではなくて、防災マップの説明、それから防災マップに対する情報の共有というのは進めていっていただけたらなというふうに思います。そのへんは要望しておきたいというふうに思います。

それから、避難場所の問題、先ほど話されて、同僚議員からも話があったのですが、逃げるということに関しては当たり前の話なのですが、一番欲しいものの一つに情報がある、私逃げた所どうなっているのだと、中之条町全体としてどうなっているのだというようなことを結構みなさん知りたいのだろうと、逃げた人たちが、避難した人たちがそのへんを知りたいのだろうというふうに思っています。それは、そういうことなのですが、一つには避難場所の連絡体制などで今回大きな問題はなかったのかというようなことをちょっとお答えいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄） 総務課長

○総務課長（黒岩文夫）台風19号への対応につきましては、検証すべき点も多く見受けられました。通信手段の整備されていない避難所もありまして、職員の携帯電話などを使っただけの連絡もございました。役場課長会の通信手段でもありますラインを活用した避難者数や避難所の状況確認等も行い、災害対策本部との連絡体制は確保はされておりましたけれども、さまざまな状況を想定しまして、今後検討を進めていかなければならない項目の一つであると認識しております。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）避難するという点に関して、台風なんかだと事前にみなさんに周知を図る中で判断ができるというふうに思うのですが、避難をするということに関して、例えば避難所ということの開設をした時に、やっぱり一番問題になるのは地震のほうかなというふうに思っています。地震だと大量の人たちが一定の期間避難しなくてはいけないという現実があります。越後なのですが、新潟の山古志村にちょっと視察をさせていただいた時なんか、「そこがかい」というようなところが崩れたり、その道でテレビ出た所、そこでみなさん逃げていたりというのが本当に生々しい話を聞かせていただ

いたのですが、いずれにしても中之条あるいは群馬県地震ないというのは都市伝説ですので、避難については台風だけではなくて、大きいくくりで考えていただいて、必ず長期化になる災害もこれから想定がされますので、そのへんは頭の中に入れていただいて考えていただければというふうに思います。

そういうことで、打って変わって、支援体制ということで子育て支援あるいはそのへんのところの問題をちょっと話をさせていただきたいというふうに思うのですが、子育て支援ということで中之条町大きな網がかかっている、先進的な取り組みをしているというのは承知をしております。福祉の問題については、いろんな方向から見ることによって中身も変わってくるというのは当然のことです。そういった中で結構助けが必要な人って自分で「助けてくれ」と言わないのです、周りを見てみると。頑張ってしまうのです。だけれども、制度は制度としてちゃんと支援をする方法ってあるわけですから、そのへんはもう少し情報の共有もしながら、話を先に進めるということをお願いをしていきたいというふうに思うのですが、ひとり親ですね、母子家庭、父子家庭というようなことで、当然そういうことがあるし、今離婚率なんかも増えていますから、そういうことでなかなか親子で、片親で暮らしているみなさんいっぱいいらっしゃるということで、それは子育て支援ともラップするのですが、ひとり親の支援について何か町として考えているというか、方向性があればちょっとお話をさせていただきたいというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ひとり親家庭の関係でございますけれども、全体を通してその支援に対してお答えをさせていただきたいと思います。まず、相談支援体制としては、町の民生委員さん、児童委員さん、これは日々相談にあたることができます。また、県においては母子・父子家庭自立支援員が配置されておりまして、法律相談も含めた専門的な支援を行っております。

次に、経済的支援といたしましては、児童扶養手当やひとり親家庭の対象の福祉医療費制度でございます。特に福祉医療費制度につきましては、町単独事業として県の所得制限がございますけれども、それを基準を緩和して支給対象となるひとり親家庭の範囲を拡大をしているということでございます。そのほかに県や社会福祉協議会による各種制度がございますので、戸籍関係届けなど、この機会を捉えてその対象者にその周知徹底をしているところでございます。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）昔、今も変わっていないのかもしれませんが、地域で子供を預けたり見たりというようなことが結構されたというふうに思うのですが、そのへんは

これは実態調査するような問題ではないのですが、なかなか当町でも人の心の距離が離れてきているなというのは、私が子供の時のことを考えると、いい面も悪い面もあるのですが、そういうことも出てきているというのはあるなというふうに率直に感じています。そういった中で、やっぱりお父さん、お母さんが1人で悩むのではなくて、地域の協力体制が取れる方法というのが一番望ましいかなというふうに思うのですが、このへんについてちょっとお話をしていただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ひとり親家庭に対する地域の協力体制についてのお答えでございます。

当町では、平成28年2月に中之条町まちづくりビジョンの策定をいたしました。その重点目標の一つとして福祉の充実を掲げ、「誰にでも優しく安心して暮らせるふるさとづくり」に取り組んでいるところでございます。特に子供が安心して健やかに過ごせる環境を整備することは、重点的に取り組むことと考えております。ひとり親家庭を含めて子育て世代について地域のみなさんにより関心を持っていただき、見守りや支え合いの活動ができるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）いろいろ重なる部分もあるので、これだけ切り離してということではないのかもしれませんが、将来に向けていい子が育つように、当たり前の話ですが、将来に向けて強化すべき課題だというふうに思うのですが、具体的に考えていることがあるとすればお話をしていただきたいというふうに思いますが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）ひとり親家庭に対する支援の今後の課題についてお答えいたします。

ひとり親家庭に対する支援につきましては、子育て支援の側面も大きく、当町を取り巻く状況を鑑みても、今後、より充実させていく必要があるというふうに考えております。今般、未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用、最高裁判所による養育費算定基準の見直しなど、ひとり親家庭への支援施策が見直されてきております。当町といたしましても各種制度の周知徹底と、ひとり親家庭のニーズ把握等に努めまして、近隣町村の状況も踏まえながら、ひとり親家庭が安心して暮らせるまちづくりのために取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）プライバシーというか、プライベートの問題の要素が非常に高い問題なので、「大きなお世話だよ」というようなこともあろうかというふうに思うのですが、いずれにしても非常に大きい問題、大切な問題かなというふうに思います。それは、町としても必ず視界に入れておかなければいけない問題かなというふうに思いますので、そのへんについてはよろしく願いをしたいというふうに思います。

それから、もう少し範囲を広げて、当然個人差があってもお金あるよという人も当然いるのですが、個人差の問題なのですが、そのへんを配慮しながら実態の調査というようにすることも必要かなというふうに思うのですが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）ひとり親家庭の実態調査についてお答えいたします。

現在、当町におけるひとり親家庭のみを対象とした実態調査の実績はございませんが、児童扶養手当の受給者につきましては、年1回の現況届提出時に生活状況等のヒアリングを行っているところでございます。なお、児童扶養手当の受給者数は、全国的には減少しておりますが、当町では若干増加傾向にございます。ひとり親家庭それぞれの状況に配慮しながらも、必要な支援が行えるよう慎重に検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）我が国の統計の取り方が正当かどうかというのはおいておくとしても、経済状態が、10年前だと大体、いろんな統計があるのですが、2位とか3位だとかという状態もあったのですが、20年ぐらいで結構30何位とかということになっています、経済的な問題ですけども。それは、ここで話しする問題ではないですから、おいておきますけれども、いずれにしてもその問題、何度も言って申し訳ないのですが、非常に大切な問題かなというふうに思っています。支援というのはもちろんお金だけではなくて、精神的にサポートしていく、心で助けていくということも当然あるわけで、そのへんは個人差、また言わせてもらいますけれども、個人差がある問題で、「おせっかいでうるさいよ」という世の中であるかもしれないですけども、今。でも、それはそれとして、やっぱりちゃんと視界に入れておいていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、我ながら非常にとっちらかった質問で、あっちこっち行って申し訳ないのですが、JRの駐車場の問題について、JRではないです、町の駐車場です。JRに附帯する駐車場の問題です。先の台風で吾妻線奥のほうが大変被害を受けまして、長野原、大前間、今運休になっています。工事するほうの人たちからちょっと聞いたのですが、大体コンクリートが寒さで大丈夫だったら2月いっぱいぐらいを目途に工事は何とかな

るのではないかというふうに思うという情報もあります。そうすると、したがって3月ぐらいから従来のダイヤに戻るのかなというような想定がございます。駐車場の問題については、同僚議員が結構最近質問しています。それなので、月決めの利用状況ということでどんな感じになっているのだというのをちょっと質問したのですが、私結構空きがあるのかなと勝手に思っていました。そしたら、みなさんの企業努力でほとんど空いていないよと、2台から3台だという話をちょっと事前の打ち合わせでさせていただいたのですが、いずれにしても月決めの利用状況というのはどうなっているかと、利用者の推移というのはどうなっているかというのをちょっとお話をしていただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）中之条駅周辺の町営の月決め駐車場につきましては、駅北に21台、駅南に37台、合計58台の区画を設けてございます。10月末現在の契約台数は50台でございまして、稼働率とすると86.2%でございます。利用の推移につきましては、29年度が52台で、稼働率が89.7、収納額といたしますと197万円ほどでございます。30年度が52台、同じく稼働率が89.7%で、収納額とすれば202万円、今年度につきましては50台で86.2%、収納額につきましては10月末現在で127万円ほどとなっております。他町村の方も含めて、多くの方にご利用いただいております。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）ありがとうございました。日扱いというか、北側の東側になるのですが、そのへんの状況についてもあわせてちょっとご報告をいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）旧通運会館ビル解体工事着手前の一時利用駐車場でございますけれども、駅北に11台、駅南に9台、合計20台の区画を設けてございます。10月末現在の稼働率は、延べ1,445台、33.8%でございます。利用の推移につきましては、29年度が延べ2,172台、稼働率としますと29.8%、収納額で43万4,000円ほど、30年度につきましては延べ2,189台、稼働率で30%、収納額で43万7,000円ほどでございます。今年度につきましては、10月末で延べ1,445台、稼働率で33.8%、収納額で28万9,000円ほどとなっております。特に週末のご利用が多い状況でございます。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）日扱いについては、そういう性格のものですから、これは満車にしろ

とかという話ではないですけれども、従来どおりの扱いでいいのかなというふうに思っています。今通運ビル、ご承知のように解体をしています。いきなり市城駅が大変盛況になっています。満車でとめられないような状況になっています。一つは市城駅無料だよということもあります。中之条駅のほうは、いずれにしても月決めの契約をするというのになっているという、ある意味差別というか、どういう表現がいいのかちょっとわかりませんが、そのへんのところでまず利用状況の把握というか、市城駅の利用状況の把握というのはしているのかどうか、ちょっとお答えをいただければというふうに思うのですが。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）ご承知のとおり、今工事をしているということもあって、市城のほうは満車状態ということでございますけれども、現実には駐車場の利用状況の把握はしておりません。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）そのへんは、現状無料なのですが、将来的にはということはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）将来的な展望でございますけれども、群馬県が自動車以外の移動交通手段も選択できる社会の実現を目指して、JR吾妻線の鉄道利用促進アクションプログラムを策定し、現在取り組んでいるところでございます。今年度群馬県において利用者調査を行い、駐車場の規模を決定し、測量及び詳細設計を実施いたします。町は、地域への周知や用地交渉を行うことになっております。来年度用地を取得した後、工事を実施し、完成後町で維持管理を行い、5年をめどに町に無償譲渡されるという予定でございます。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）モダルシフトというのだそうですが、総合交通体系というのがちょっとありまして、バスはバスの持ち分、タクシーはタクシーの持ち分、それからレールはレールの持ち分と、それから空は飛行機ということで、それを総合的に緩和するという話があるというふうに思うのですが、いずれにしてもこれから高齢化社会に向けて交通弱者の対策というのは非常に大切かなと思うし、それなくしてやっぱり地域で生活をしていける方法というのはなかなかないわけですから、そのへんも頭に入れながら、駐車場の整備というのもある意味必要ですから、そういうことでこれからも取り組みをよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）駐車場の整備については、非常に大切なことだというふうに思います。今車で乗って駅まで行って、駅から電車で行くというパークアンドライドという制度といますか、そういった仕組みが今できつつあるわけでございますけれども、それによって住民の方が近くで仕事をする、あるいは学校に通うということもできるわけでございますので、重要な施策として一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）どうもありがとうございました。それでは、そういうお答えをいただきましたので、次に行きます。

結構あちらこちらで、隣町も含めて小型バイクのオリジナルナンバーということいろいろあります。盗まれたとかという話もあるのですが、盗まれた話は全くどうでもいい話なのですが、誰か議員の仲間、同僚がいつか誰かが言うだろうなということで、とりあえず話だけはしておきたいというふうに思うのですが、これは要するに検討したことがあるかというようなことです。今まで考えたことあるかということと、それからやっぱり費用対効果というか、宣伝ができる割にお金ばかりかかると、そういうことです。なので、そのへんも含めてちょっと触れさせていただきたいというふうに思うので、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫）これについては税務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 税務課長

○税務課長（金木理恵子）オリジナルナンバーについてお答えいたします。

本町では、以前検討したことはございます。ただ、初期投資の導入の問題とかがありまして、その時は導入に至りませんでした。作成費用ということなので、ちょっと話させていただきます。初期投資として、まずプレートの型の作成に100万円程度、それでプレートが現在1枚170円程度のものが実際このプレートを使うとなると1枚900円程度となります。一応5種類プレートを用意してありますので、全てそれを200枚ずつつくりますと、90万円ということになります。さらに、この新しい制度を利用した場合、現行標識のほうの交換を申し出た場合、無料で交換しなくてはならないという法律がありますので、それで希望者を50%と仮定した場合、やはりそこで90万円ぐらい、トータルで300万円程度費用がかかると見込みました。また、これはこれから町民の要望等が高まれば検討していくことではあるとは考えますが、ちょっと費用的にかなりの金額はかかるということです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 7 番、関さん

○7 番（関 常明）これは、町民のみなさんから要望があつてということが前提になるか

というふうに思うので、ちょっとお金かかり過ぎかなというふうな感じもしますので、お話として伺いたいというふうに思います。

ちょっとそういう想定ではなかったのですが、想定外のパターンになっているのですけれども、それはどっちでもいいのですが、再生可能エネルギーの問題、基本的にはこれは当然時節柄推進をするという中身になろうかというふうに思います。昨日の話なのですが、中之条電力の取材に東大の大学院の生徒さん来まして、修士課程の生徒さんで、ちょっとそのへんの大学どうなっているかって、知らないのですが、そのへんの話もちょっとしています。中之条町の再生エネルギーの問題については、外からも非常に関心が持たれているというのもあるし、行政として取り組んでいるのは中之条だけだというのはご案内のとおりです。それを強力に進めていただくというのは賛成です。

ソーラーパネルなのですが、なかなか、後どうするのだという話をちょっとさせていただきたいと思います。個人の経済活動ですので、入れる、入れないというのは町でどうのこうのという話には当然ならない話ですが、とりあえず実態としてどうなっているのだと、実態調査も含めてお話がいただければというふうに思うのです。実態はどうなっているかということです。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これは、企画政策課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）企画政策課長

○企画政策課長（篠原良春）お答えをさせていただきます。

中之条町では、平成25年に再生可能エネルギーの町宣言を行い、持続可能な循環型社会を構築し、地球温暖化防止や低炭素社会の実現のため取り組んでおります。太陽光発電におきますソーラーパネルの設置状況につきましては、個別に調査を実施しているわけではございませんが、経済産業省によります自治体別のFIT、固定価格買取制度によります申請認定件数は、中之条町全体で11月25日現在、652件となっております。固定資産税におきます償却資産において申告義務のある10キロワット以上の設備につきましては、平成24年度以降178件が申告されており、住宅用の太陽光発電システム設置補助では、制度発足の平成18年度以降、319件の補助申請がされているという実態であります。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）実態調査はまだされていないということなので、いずれにしても必要かなというふうに思います。どうなっているのだという、特に個人持ちの問題については、必要かなというふうに思います。町でやっている分については、ちゃんと積み立てまして後処理もするという計画も明示をされていますので、それはそういうことでよろしいかなというふうに思っています。

パネルが、パネルの耐用年数20年というのは一般的に言われているのですが、もう少しものかもしれないのですが、いずれにしてもそれをどうするのだというような時期にそろそろ入ってくるかなというふうに思います。先頭の人たちが結構経年をしていますので、たぶん国家的問題にそのうちなるかなというふうに思います。そういうことも踏まえて、ある意味条例も含めて、ちゃんと自分で処理してくださいという条例ですよ、特に個人の問題は。放置をされていると、「せがれ出ていったんでわからないよ。」とかという話も、ちょっと具体的な話だと出てくる可能性もあるので、事後処理の問題、まだ全然その時点にはいっていないと、至っていないというふうに思うのですが、そのへんの問題を検討する時期に入っているのかなというふうに思うので、現状今の時点でのお考えをお聞かせいただければというふうに思うのです。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）太陽光発電設備における法定耐用年数は17年となっておりますけれども、実際に何年発電できるかを示す物理的な寿命は、太陽光発電パネルの場合は、一般的に20年から30年と言われており、実際の太陽光パネルの寿命はまだわかっていないのが現状でございます。将来的に廃棄となった場合は、産業廃棄物として扱われることとなります。廃棄費用を準備しておく必要があります。経済産業省では、きちんと廃棄が行われるように、固定価格買取制度、F I Tでございますけれども、これを強化して、2018年4月以降は定期報告を義務化し、撤去や廃棄の計画を立てることに加えて、積み立ての開始時期と終了時期、毎月の積み立て計画などの項目を増やし、進捗状況が把握できるように改善されております。中之条町では、3カ所の太陽光発電設備を有しておりますけれども、その撤去費用は1億4,000万円が必要とされると試算をされていることから、基金への積み立てを行っており、平成31年度末現在では、3,400万円を積み立てております。今後、廃棄処分に向けた環境破壊への町の対応につきましては、国の動向を踏まえて適切に処置をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）7番、関さん

○7番（関 常明）以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）関常明さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

○

◎ 散 会

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

3日目の6日は午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

（散会 午後零時10分）

招集年月日 (会議)	令和元年12月6日									
招集の場所	中之条町役場 議事堂									
開 議 日時 散 会	開 議		令和元年12月6日 午前 9 時 30 分							
	散 会		令和元年12月6日 午前 11 時 26 分							
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別		
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席		
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃		
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃		
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	劔持 秀喜	〃	〃		
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃		
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃		
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃		
	8番	唐沢 清治	〃	〃						
会議録署名議員		13番 山本日出男			14番 齋藤 祐知		1番 山田みどり			
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠		
		議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介		
		議事書記		鈴木 幸一						

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(1 2 月 6 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議)

第 1 一般質問

○

◎ 開 議

○議長（山本隆雄）おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行するため議場内の撮影を行います。インターネットで発信を予定しています。

傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上議場内での会話等はお控えくださりますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 一般質問

○議長（山本隆雄）日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。1番、山田さん

○1番（山田みどり）おはようございます。通告に従いまして、12月定例会議一般質問をいたします。

会計年度任用職員について、今日行政サービスは非正規職員の多くが中心的な担い手となっています。町民の命と暮らしを守る大切な担い手である職員の待遇が大きく変わる来年度からの会計年度任用職員の導入ですが、今よりも給与が上がり、待遇が改善されることは歓迎ですが、果たしていいこと尽くめなのでしょうか。現在、運用に向けて準備が進められていますが、今回のフルタイム、パートタイムという職員への給与増額によって、今よりも8,000万円ほどの人件費が加算されると言われています。この財源は、どのように確保するのか、地方交付税など国からの支援があるのか、そうしたことがない場合は、職員への雇用が難しくなり、時間短縮や雇止めなど、働き方が大きく変動することはないのか町長にお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）おはようございます。山田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など、制度改正

に伴う適正な勤務条件の確保に必要となる財源需要の増加に対応するための地方財政措置について、各地方団体から国に要望がなされております。総務省では、「地方財政措置についても適切に検討を進めていく予定」としてしておりますが、具体的な対応は示されていない状況であります。国における制度の導入に係る地方財政措置の実施を期待しております。本町においても窓口事務、保育士や幼稚園教諭、給食調理員等のさまざまな職種で任用しており、臨時嘱託職員がいなければ業務は成立しない状況となっております。会計年度任用職員への移行にあたっては、不利益が生じることのないよう適正な勤務条件の確保に努めてまいりたいと思います。また、職員の大幅な変動はあるかということではありますが、今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり） この制度は、国からの丸投げとは言いませんけれども、導入されたものですので、しっかりと国に対して地方財政措置を強く求める必要があると思います。

次の質問ですが、正規職員と同等の業務をする、従事することになりますが、非正規職員と正規職員との格差が生じることがあるのでしょうか。また、非正規職員の方の数は今どのくらいおられるのかお聞きします。

○議長（山本隆雄） 町長

○町長（伊能正夫） これについては、総務課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 総務課長

○総務課長（黒岩文夫） お答えの最初に、まず職員数の定員管理の町としての考え方でございますけれども、人材育成を推進することによって町民に身近な行政サービスの担い手として業務を推進する職員を育成するとともに、増員すべきは増員し、減員すべきは減員するという組織機構の見直しによる効率的かつ適正な職員配置を図り、最大の能力を発揮できる組織を目指しております。そのため定員のさらなる適正化を図り、経営資源の有効活用をより一層進めてまいります。正規職員に代えて非正規職員を充てるということにつきましては、慎重に検討すべきことでございまして、この会計年度任用職員制度自体も不確定要素も多々ございますので、制度移行後も安定的かつ継続な運用が可能となるように努めてまいります。

現在の臨時職員、嘱託職員の数でございますけれども、嘱託職員として81名、これは職員と同一の勤務時間を有するものが65名、嘱託職員でも短時間勤務をするものが13名、ALTが3名という内訳になってございます。臨時職員につきましては110名、合計で191名の方にお世話になっているという状況でございます。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1番（山田みどり）非正規の数の方が大変おられているわけですがけれども、今災害ですとか起こる中で、職員の従事する内容というのは本当に大切だと思います。非正規の職員の負担がこれ以上増えることないように、しっかりと待遇改善、見直しをしていただきたいと思います。従事している業務の能力や、それに応じて今現在の給与水準よりも引き上げをするということが必要だと思うのですが、それについて検討されているのでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）嘱託職員の給与の考え方ですがけれども、その職務と責任に応じて職員の給料表を参考にいたしまして、基準に従って決定しておるところです。したがって、嘱託の方はその職種に応じて同一の賃金ということで今は基準が設定されておりますので、そのまま会計年度職員のほうに移行したいというふうに考えてございます。また、会計年度職員制度への移行に伴い、来年度からは期末手当の支給も可能となる状況となっております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）会計年度任用職員が導入されれば期末手当が出るということなのですが、嘱託職員の中には家族を持ちながら月給が手取りで13万円、十数万円程度という、こうした状況の中で生活していくのは大変厳しいと、そういうふうに思います。職員が意欲を持って働けるよう給与や待遇の改善をさらに努めることで、この会計年度任用職員、働き方改革が生かされた制度へとなると思います。町長は、しっかりと職員に対しての待遇改善に努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。台風19号の被害状況についてお伺いします。被害状況は、前回の臨時議会で報告をいただいておりますけれども、農地、林道などの被害状況、そして今現在は、その対応についてはどのようなになっているかお聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、農林課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）お尋ねの台風19号における農林業関係の被害についてご説明申し上げます。

まず、農業関係でございますが、被害の総件数は94件で、その内訳は農用地の崩落などが田んぼで42件、畑で28件あり、農業用水の詰まりや崩落が12件、農道の土砂崩れなどが7件、農業用温室の被害が2件、リンゴなど作物被害が2件ございました。

次に、林業関係の被害の総件数は32件で、その内訳は治山関係の山腹崩壊や溪間土砂流出が12件、林道の法面崩壊や路肩の崩落及び倒木が20件ございました。

その被害に対する対応でございますが、まず農地でございます。農地では、被害を受けた農用地につきまして、国や県の災害復旧事業の適用を受けられる規模のものは、所有者の意向を確認した上で査定を受けるための設計を行いました。現在、国の補助に32件、県の補助事業に3件を予定しております。このたびの台風被害は、国の激甚災害に指定されたことから、災害復旧に対する所有者への補助率はかさ上げされることとなります。その他の小規模な被害につきましては、町の単独補助事業で対応したいと考えております。林業関係では、治山事業となる沢の土砂流出や流木撤去の作業を行った所が4カ所、次年度以降に治山工事を国に要望する所が1カ所、県に要望する所が4カ所ございます。林道関係では、土砂撤去や倒木撤去を既に済ませた所が7カ所あり、令和2年度事業として県の災害復旧事業の査定を予定している所が8カ所、町の災害復旧の査定を予定している所が4カ所ございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）農地については、さまざまな支援があると思うのですが、激甚災害の指定を受けましたので、40万円以上の復旧工事であれば国からの90%以上の支援があるということですが、小規模な災害に対して町単独、県と町での補助というのがあると思うのですが、この支援での受益者負担についてなのですが、受益者負担がかかってしまって、それによって復旧を諦める、このくらいの規模だったらいいかということで諦めてしまうことがないよう、町の負担割合、こういったものを増やして、必要があると思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）農業被害の復旧に対する受益者負担を少なくして欲しいという要望でございますけれども、先ほど説明をいたしましたけれども、このたびの台風19号による被害につきましては、激甚法の適用を受けたために、災害復旧に対する補助金の額がかさ上げをされているということでございます。国庫補助事業の補助率は、定率ではなく復旧に係る事業費や対象となる農家数などから算出されるもので、およそ90%を超えると予想しているところでございます。国の補助事業の対象とならない事業の補助率は、県単事業では町の補助と合わせて75%、町単独事業では30%を補助することになっております。山田議員おっしゃるとおり、もっと補助率を上げることで農家の負担を減らし、復旧することができるわけではありますが、農地に関しては個人財産でもあることにもかかわらず、復旧費に手厚い補助が出ているという現状でございますので、現状でご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）今町長がおっしゃられました個人の財産ということですが、農地や水田などは治水機能を持ち、整備されていることで災害の軽減につながります。単なる個人の農地ということではなくて、この地域の土地の安定を保つ役割をしていると思います。町は、農地を積極的に支援していくことで、この町全体の防災とか、その景観とか、そういったことを守っていくことになると思います。ぜひ今回の災害というのは激甚災害にもなりましたし、こういったことで支援することで町を守れると思います。ぜひ検討を進めていただきたい、そのように思います。

次の質問に移ります。防災計画についてです。台風19号で多くの方が被災され、町でも避難勧告が12日の6時30分に発令されました。11カ所の避難所を開設しましたが、この時点で役場保健センターは満員となっていて、各避難所も避難された方が延べ200人を超えたということで、避難所の受け入れ体制はどうだったのでしょうかという質問をするところでしたが、昨日の同僚議員の質問の答弁でも反省点があったということでしたので、私はちょっと違った形で質問させていただきたいのですが、避難所まで車で行く方がほとんどだと思いますが、駐車場の確保、そしてまたすぐ近くまで、避難所の建物まで乗り入れができるよう避難経路の確保、夜の避難においては足元の暗い中避難することがないように、その施設の所に照明をつけるなど、整備をすることが大切だと思いますが、これについて検討されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）台風19号の避難所につきましては、昨日同僚議員からの質問にお答えをしたとおりでございます。いろいろ反省するところもあったということでございまして、完璧な避難所ができるように、これからやっていきたいというふうに思っているところでございますけれども、まず避難所をいろいろ設定をしていただいております。そして、各地域にも避難所があるわけでございますけれども、そういった整備が十分かということになりますと、やや欠けている部分があるかなというふうに思います。今回、避難所にさせていただいた11カ所につきましては、駐車場も十分とれているということでありまして。そして、足元とか明かりが十分かということになりますと、場所によっては暗い所もあるかなというふうに思っておりますけれども、こういったものも一つ一つ洗い出して整備をできるものはしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）避難所の指定には小学校が指定避難所になっていると思うのですが、そういう災害が起きた場合に校庭の中に車を乗り入れて、そこを駐車場に確保するということは検討されているのでしょうか。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）そこまで具体的な検討はされていないのですけれども、学校を避難所として使うということになればかなり大規模な災害になろうと思います。今回程度といいますか、避難所の開設であれば学校は検討していないので、大きな災害の時は校庭も使わざるを得ない状況であろうということは想像されますけれども、その時の臨機応変で対応していければと思います。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）今回、イサマムラの避難をされた際にやっぱり駐車場が遠くてというご意見を伺ったので、そういう質問をさせていただきました。整備に対しては、しっかりと進めていただきたいと思います。自分の身は自分で守る、確かに大切なことですが、それは基礎自治体がしっかりとその体制づくりをできていなければ全く意味がないと思います。今回の反省、たびたび反省ということを教訓にしていただきたいと思いますけれども、今後どうしたらいいのか、それは町民のみなさんにも意識を高めていただく必要があると思います。渋川市の12月の広報を町長ごらんになられたでしょうか。広く市民の方の意見も取り入れた台風19号の教訓として特集記事を掲載しています。非常に内容がよくて、それぞれの自治体の方とか防災の担当の方とかからのご意見が載せられている内容だったのですけれども、こういう問題点や課題点を全体で共有するというで広く町民の方にも防災の意識を高める効果があると思います。町としてもこうした取り組み、広報に載せるだけでもないのですけれども、町民の意識を高めるような、こういったことを参考にすべきではないかなと思うのですが、町長のお考えをお聞きます。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）全くそのとおりだというふうに思います。自分の身は自分で守るといのが大原則でございますけれども、町からの情報発信、そしてその反省点、そういったものをしっかりまとめてフィードバックすることが必要かなというふうに思っております。ご承知のとおり中之条町は、今まで行政区の防災計画をどうしてもつくりたいということでありましたけれども、その指導する人がいなかったということで、今年はその人が見つかりましたので、同僚議員の前日の報告があったと思いますけれども、今動きつつあるわけでございます。これについては、一つの災害といっても各地域、行政区によって全く条件が違うわけでありますので、各行政区ごとの防災計画、そういったものをしっかりと立てることが必要だなというふうに思っております。そして、災害があったらまず逃げる、それは逃げる場所はどこかというようなところまでしっかり細かいものを積み上げていくということが必要でありますので、こういった計画を立てるときに住民の方に参加をしていただいてみんなでつくると、そしてみんなで意識するとい

うことが大切だというふうに思っておりますので、今年は準備段階で区長さん回りしたり、いろいろな所に情報交換をしたりしておりますけれども、来年度からは本格的にその作業ができるというふうに思っております。いつ起きるかわからない災害でございますので、なるべく早くその作業を進めていきたいというふうにも思っております。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）嘱託職員の方を配置していただいて、地域防災計画を準備している段階だということですが、先ほども言いましたけれども、基礎自治体がしっかりとその体制づくりをしなければ意味がないですよということなのです。今回、短期の避難でしたけれども、今後の備えとしては、もちろん長期の大災害が起こるやもしれない、そういった時に長期の避難をするということも考えて、防災備品にしても準備をしていく必要があると思います。昨日の答弁では、高齢者や障害者の方など、役場の毛布で対応するということでしたが、それ以外にも小さなお子様がいる方、妊婦の方などケアが必要な方は多くおられると思います。備品が足りないということがないように、確かに毛布など 1 万 6,000、町民分全部買うとなると多額の費用がかかってくると思います。やはり備えというのは非常に大切だと思います。1 回でなくても順次買い進めていくとか準備を進めていく必要があると思いますが、その計画についてはどのように考えていますか。

○議長（山本隆雄） 総務課長

○総務課長（黒岩文夫）備品につきましては、地域防災計画にのっとりまして、その必要数はきちんと確保するというところで準備を進めてございます。実際には配備場所ですとか、その数量についても検討を要するところがございますけれども、これから予算も多々かかる場所もございますので、また議員の皆様ともご相談させていただきながら、備品の準備と装備場所を検討進めていければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）ぜひこういった準備、しっかりと備えをしていただきたいと思います。長期の場合には、避難所の環境面など問題視されることもあります。防災計画を今立てているところですが、スフィア基準、人道憲章と人道対応に関する最低基準だそうです。被災者の生活の最低限の生活を守るという基準ですが、そういった生活環境を守る基準、こうしたものを取り入れてあらゆることを想定して整備を進めていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。太陽光パネルは、今町のあちこちで見かけます。住宅街だけでなく農地など、さまざまな所に設置をされています。太陽光パネルは、F I Tが始まっ

て10年が経過しますが、パネルの処理について、昨日も同僚議員から質問の答弁で、その処理についてはF I Tの事業計画の中に撤去及び処分の時期、必要な費用などを策定して、報告義務があるというご答弁でしたけれども、その条例に関して明確な答弁がなかったように思います。私は、撤去だけではなくてパネルの設置に関しても条例を整備する必要があると思いますが、町長はどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）多少ダブるところがあるかと思いますが、答弁をさせていただきたいと思います。

中之条町では、地域資源であります再生可能エネルギーの活用を通じて、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、循環型社会のまちづくり及び地域社会への持続的な発展に寄与することを目的として、平成25年に再生可能エネルギー推進条例を制定し、住宅用の太陽光発電システムの設置に対し補助金を交付するなど、その活用に積極的に支援を行っているところであります。太陽光発電所の導入、設置に関する関係法規の手続につきましては、国土利用計画法あるいは農地法、森林法、自然公園法、文化財保護法などに規定されております。土地や地域の状況に応じて防災環境保全、景観保全の観点から、適切な土地の選定、開発計画の策定が求められているところでございまして、群馬県内においては前橋市、高崎市、富岡市、藤岡市等において、自然環境、景観等と再生可能エネルギーの発電設備設置事業との調和に関する条例というものを制定されております。中之条町においても今後の設置状況あるいは国の動向を見ながら、引き続き検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）町の景観を変えるだけでなく、山や田畑であった所につくられれば、治水機能をしない土砂災害の要因にもなりかねないわけです。また、パネル自体が熱を持ちますので、周辺の気温上昇も懸念されます。町民の方からは、健康問題についても不安があると伺っています。ソーラーパネルのパワーコンディショナーからの電磁波について今調査していますけれども、睡眠障害を引き起こすかもしれないという報告もあります。害が全くないとは言い切れないわけですから、設置されて、ソーラーパネル20年から30年、そこにあり続けると、そういうことですから、町民、自分の住んでいるすぐ隣にそういったものが立てられて、20年、30年そこにあるということで生活環境が変わる、そういったことがないように、条例はぜひ検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（山本隆雄）山田みどりさんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

次に、大場壯次さんの質問を許可します。大場壯次さん、ご登壇願います。4番、大

場さん

○4番（大場壯次）議長のお許しを得たので、令和元年12月定例会一般質問を通告に基づいて行います。

1番目に生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体について、2番目にふれあい町民プールについて、3番目に町の催し物について行います。

初めに、生活支援・介護予防サービス主体等協議体について、「この協議体は、平成29年7月より活動して、協議体の目標は高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせることができ、生きがいを持って参加できる活動を見出し、共に支えあう体制をつくることです。」と11月の広報で紹介してありました。

そこで、協議体を立ち上げた目的と支援・介護予防サービスの具体的な活動内容をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、大場議員の協議体についてお答えをさせていただきたいと思います。我が国における高齢化の進行は著しく、本町でも高齢化率は37%を超えております。また、2025年には42%を超えると推計されております。この現状は、全国的な課題であり、国の政策として介護保険事業の中で介護予防により元気な高齢者が増え、自宅でより長く過ごせるような地域の見守り、支え合いの体制をつくるため、「生活支援体制整備事業 協議体」が平成28年度から展開されることとなりました。中之条町では、この整備に向け平成28年度から「安心して暮らせるまちづくり勉強会」を開催し、現状や目的を各種団体や町民の方々と協議し、平成29年に「協議体」として発足したわけであります。現在まで第1層協議体として町全体の困り事について、第2層の現状を確認しながら協議を重ねるとともに、先進地域の状況把握に努めております。また、協議体の活動を町民の皆様にご覧いただきたく、フォーラムも開催をいたしました。先ほど紹介していただいた広報11月号についても、これを町民のみなさんに知っていただくために広報をさせていただいたわけでございます。第2層につきましては、各地区の困り事についてより細かくその現状を出してもらい、その対応策について協議しております。今年度につきましては、各地区に共通している困り事、「居場所」、「生活支援」、「移送」の3つについて部会をつくり、さらに協議をしているところでございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）生活支援・介護予防サービスを提供するのは、どのような方々か、団体なのかお尋ねします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）生活支援・介護サービスを提供する方々についてお答えいたします。

現在、その提供する方々、「担い手」といいますけれども、につきましても協議をしているところでございます。担い手になることで生きがいづくりや介護予防につながるように、次年度に向け養成の機会を設けたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）町全体について考える第1層協議体と地域単位について考える第2層協議体とありますが、役割を具体的に説明していただきたいと思います。一部町長が先ほど述べた中にあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）第1層協議体、第2層協議体の役割についてお答えいたします。

第2層協議体は、中之条の1区から11区、12区から23区、それと沢田、伊参、名久田、六合の6つの地区に分かれております。ですから、6協議体あるということになります。それで、それぞれの協議体で会議を開いていただき、より細かく地域の困り事などを出し合っていていただき、その解決策について協議しております。第1層協議体は、各第2層協議体で話し合われた内容の報告を受け、町全体の課題とする対応をするというのが仕事となっております。また、新しい資源をつくり出せるかなどというところも協議しております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）地域の見守りや相談、支援、地域福祉活動などを行っている民生委員との関連は、どのようになっているのかお尋ねします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）民生委員さんとの連携についてお答えいたします。

地域の見守り活動の中心的な役割を担っていただいている民生委員さんには、協議体発足のための勉強会の時からご参加いただいております。地域の実情など、報告をしていただきながら共に活動していただいております。協議体は、多くの町民の皆様に関心を持っていただき、見守りや支え合いの活動ができますよう民生委員さんをはじめ、区長さんやすこやか健康委員さん、老人クラブの方々などにご協力をいただきながら展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体の活動に対し、活動方針が早く確立され、高齢になっても中之条町で安心して暮らせて、かつ介護や医療費の低減につながると思いますので、活動を活発にして、早く実践体制に入れるよう要望します。

次の質問に入ります。ふれあい町民プールについて、六合の町民の方から、六合ふれあい町民プールは、使用する人数の割に経費がかかり過ぎではないか、来年度の検討をお願いしますとの話があったかと思いますので、質問させていただきます。

中之条町ふれあい町民プールの利用人数と維持費は、どのようになっているのかお尋ねします。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一）今お尋ねの町民プールの利用人数、それから費用につきましては、維持費につきましては、生涯学習課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（山本隆雄） 生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねの六合ふれあい屋内町民プール及び中之条町ふれあい町民プールの利用人数と維持費についてお答えいたします。

年度、利用人数、維持費の順にお答えします。まず、六合ふれあい屋内町民プールですが、平成29年度206人、245万567円、平成30年度275人、255万8,057円、令和元年度258人、224万2,208円、これは10月末現在の数字でございます。

続きまして、中之条町ふれあい町民プールですが、平成29年度6,127人、832万3,905円、平成30年度6,487人、892万4,376円、令和元年度5,389人、768万3,875円、これも10月末現在の数字でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）利用人数や維持費等を踏まえた上で、今後の運営方針を伺います。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一）議員お尋ねの今後の運営方針についてお答えをいたします。

まず、六合ふれあい屋内町民プールについてでございますが、六合地区には小学校、中学校の各学校にプールがございません。そのため六合ふれあい屋内町民プールを体育の授業で使用しております。学習指導要領の中にも水泳は生命にかかわることから、必ず指導することが大切であると、このように明記されており、泳げるようになるということは、学校教育の中で育まなければならない重要なことと認識しております。一方、

中之条町ふれあい町民プールにつきましては中之条小学校、中之条中学校、それぞれにプールを有しておりますが、夏休み期間中の開放は、定められた期間及び時間のみというふうになっております。近年の夏の暑さを考えますと、夏休み期間中、いつでも利用できる町民プールは、子ども達にとって必要不可欠な施設であるというふうに考えております。したがって、両地区のプールにつきましては、今後も同様に運営していきたいと考えてございます。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）わかりました。六合の方も納得されたかなと思います。ありがとうございました。

次に、町の催し物についてです。第10回なかんじょ寄席が平成31年 3 月31日に行われまして、いろいろと評価を受けております。この評価によりまして「大物落語家出演、笑いの渦に包まれる第10回なかんじょ寄席」の大見出しで、「3 月31日、バイテック文化ホールでなかんじょ寄席が開催されました。観光大使でもある三遊亭竜楽師匠率いるなかんじょ寄席は、今回記念すべき10回を迎え、650人の参加者は落語や大喜利を心ゆくまで楽しみました。大喜利では出演者に地元噺家で知られるはるな亭こはんさんも加わり、味のある回答や、ときに挟まれる「なかんじょネタ」に会場は大きく湧きました。」と評価ありました。そこで第11回なかんじょ寄席はあるのでしょうか、伺います。

○議長（山本隆雄） 生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋） 議員お尋ねの第11回なかんじょ寄席開催の有無についてお答えいたします。

中之条文化会館の自主事業として令和 2 年 3 月29日に開催を予定しております。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）わかりました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、中之条大学落語講座18回寄席ついで座は平成30年 6 月に、第19回は平成30年10月21日に行われましたが、第20回はあるのでしょうか、伺います。

○議長（山本隆雄） 教育長

○教育長（宮崎 一） お尋ねの中之条大学落語講座の第20回寄席ついで座ということですが、この開催の予定はございません。

○議長（山本隆雄） 4 番、大場さん

○4 番（大場壯次）当初は予定されていなかったのでしょうか。それで、第20回はないということなのですが、町民の方は楽しみにしているのです、予算等の諸事情があると思いますが、なくなるのは寂しくなる。来年度は、継続していただけるよう強く要望いたします。よろしくお願いいたします。

次に、町の催し事業として、なかんじょ寄席がどのような経緯というか、開催趣旨で始まり、どのような流れで予算計上されているのか伺います。

○議長（山本隆雄）生涯学習課長

○生涯学習課長（富沢 洋）議員お尋ねのなかんじょ寄席の経緯と予算計上の流れについてお答えします。

なかんじょ寄席は、日本の伝統芸能の一つである落語をより安価で多くの町民の皆様にご覧いただくために、平成20年3月2日、中之条町文化会館の自主事業としてスタートいたしました。以来、出演者であり町の観光大使でもあります三遊亭竜楽師匠にプロデュースをお願いし、毎年趣向を凝らした寄席が開催できております。また、当事業における予算計上でございますが、おおむね前年を踏襲した金額を竜楽師匠にお示しし、実施可能かどうか確認し、予算計上をしております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）4番、大場さん

○4番（大場壯次）私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）大場壯次さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

（休憩 自午前10時18分 至午前10時35分）

○議長（山本隆雄）再開します。

一般質問を続けます。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。11番、福田さん

○11番（福田弘明）新年度予算編成時期でもありますので、全部で4つの項目、人間ドック受診の改善について、町の施設でありますゆうあい荘の利用の改善に関すること、来年度行われる群馬デスティネーションキャンペーンについて、台風19号の災害に関することについて提言を交えてお尋ねいたします。最後の質問者でありますので、同僚議員が質問した関連項目については、重複を避けて質問をさせていただきます。

最初の項目でございますが、昨日の同僚議員の一般質問にも健康に関する質問がございましたが、私も別の観点から町民の健康づくりについて質問いたします。

当町における住民への健康づくりにつきましては、特定健診開始年齢の前段階である方々に比べて、医療費が3倍から5倍になると言われる高齢者の比率が先ほど同僚議員への答弁にもございましたが、37%以上となり、上昇を続けており、さらに45%台へなるといような答弁もございました中で、当町はウォーキング教室、水中運動教室などの健康増進事業、ポイント制を導入した活動量計利用の健康づくりを推進していただい

ております。また、検診事業では、特定健診、後期高齢者健診、一般健診、肝炎ウイルス検査、歯周病唾液検査、骨密度検査が無料となっております。また、がん検診事業におきましても胃がん検診、胃がんリスク検診、子宮頸がん検診、乳がん、肺がん、喀痰検査、前立腺がん検診、大腸がん検診、また個別の胃がんバリウム検査については、負担額全額を償還払いしておりますし、個別に行われる胃がんの内視鏡におきましても補助金を交付していただいておりますし、他に誇れる政策をとっていただいておりますと思っております。

健康寿命のさらなる延伸に向けて、その姿勢は高く評価されております。しかし、ここ最近も1人当たり医療費は減少しておらず、当町は県内4位の高額となっております。中でも当町の死亡の状況、死因は、平成28年度のデータでございますが、がんによる方が41.6%、心臓病による方が41%、脳疾患による方が13%と、中でも心臓病の死亡割合が高いという結果となっております。

さて、近年におきましては、テレビのゴールデンタイムに健康に関する番組が放映されるなど、国民の関心も高まっており、当中之条町の町民も健康はかけがえのないものであると、健康への関心も高まってきていると私は感じております。

生涯現役、老後2,000万円が必要などと言われるなど、心臓が止まるまで働き続け、老後を支えていかなければならず、健康に関する事案は最も重要な問題であります。

そこで、さらなる町民の健康づくりを目指すのに役立ち、かつ有効性も高いと思われます当町で行われております人間ドックにつきまして、この12月議会において補正予算で追加予算が計上されているところでもございますが、この人間ドックの改善について提言申し上げたいと思います。まず、最近の各種人間ドック受診者の数、申し込み状況などの利用状況についてお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、福田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今年の国民健康保険加入者の人間ドック申し込み状況は、人間ドックが201名でございます。このうち脳ドックが3名でありました。そして、後期高齢者医療では、人間ドックが73名、このうち脳ドックが2名でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）この人間ドックの仕組みについてお伺いいたします。

現在、町民が人間ドックを受けられる医療機関はどこなのか、受診後医療機関から受診者の情報について連絡はあるかについて、また特に重要な、例えばがんなどの異常が発見された件数はどのくらいあるのか、ご案内いただきたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、住民福祉課長からお答えをさせていただきます。

○住民福祉課長（桑原 正）議員お尋ねの件についてお答えいたします。

町民が人間ドックを受けられる医療機関は、原町赤十字病院、吾妻さくら病院、田島病院の3機関で、脳ドックに関しては吾妻脳神経外科循環器科の1機関だけとなっております。

受診者の情報が来るかどうかということにつきましては、人間ドックの結果により、町の保健事業の対象とすることはございますが、医療機関から特段の連絡はございません。各自で医療機関より受診結果の説明を受けていただいているということだけでございます。

がんなど異常が発見された件数につきましては、そのため不明でございますが、受診結果により各自で精密検査等を実施していただいております。その後の診断については、一時的な異常もあれば、疾病が原因のケースもあるとは思われますけれども、町のほうでちょっとわからないという状態でございます。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ちなみに、町の職員、共済組合は、どのような医療機関で受診されておるのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）群馬県市町村職員共済組合のドック利用助成事業の指定機関でございますけれども、全県下ですと37機関でございます。北毛地区の日帰りドックに限りますと、原町赤十字病院、沼田脳神経外科循環器病院、利根中央病院など6機関となります。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）町の職員の方は、町の指定以外の医療機関でも受診されているようですが、ちなみに町民も指定以外の医療機関で受診することはできるのかお伺いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）町の国民健康保険や後期高齢者医療加入者につきましては、もちろンドック利用助成対象外の医療機関でも受診は可能でございますけれども、全額自己負担というふうになります。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）指定以外でお受けになるのは自由ですが、町からの助成はありませんよということでございますね。このへんのことについて、通告はしていなかったのですが、理由をお話いただけることは大丈夫ですか。差し支えなければお願いしたいのですが。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）理由のほうなのですけれども、ちょっと私のほうでも調べてはみたのですが、はっきりした理由というのがわからないような状態でございます。昔からこうなっているという以外、ちょっと答えがないというのが正直なところでございます。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）補足で説明させていただきたいと思います。

町の指定した所が4カ所ということでございますけれども、これについては郡内の医療機関で契約をした所、そこと受診契約を結んでいるということでございますので、その4カ所ということになっております。また、市町村共済につきましては、群馬県全体がその対象であります。中之条町の国保は、中之条町が主体ということでございますので、近隣の医療機関を当てるということになっております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）たしか国保事業も群馬県全域が対象になったかと思うのですが、一本化されて。その契約ということがあるということなののですが、私が提案申し上げたいのは、他でも受診をしていただける、機関を受診しても、それなりの助成金を出していただきたいということなののですが、その理由について若干述べさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、公益社団法人日本人間ドック協会が機能評価認定施設と認めた所、これは学会が認めるさまざまな厳しい審査項目をクリアして優良な施設を機能評価認定施設と認定している制度であります。受診後のフォロー、検査の精度が適切かをチェックされたものですが、現在県内には7カ所の施設が認定されています。先ほど町が指定した4つの施設は、残念ながらこの認定評価施設としては上っておらないと思っております。また脳ドックにつきましても、一般社団法人日本脳ドック学会が認めた脳ドック学会認定施設というものがございまして、県内に4施設がございます。このような優良な施設で検査を受けたいということが一つでございます。

2つ目は、心配なことについて調べていただける豊富なオプション検査が用意されている施設で受診したいということでございます。先ほど当町では心臓病の死亡割合が高いと指摘させていただきましたし、現在一般的な家庭用血圧計におきましても、不整脈

を知らせる機能がついたものもございます。そのような器具で不整脈の発生を知ったり、階段や坂道を上るときに息切れや動悸を感じたり、知り合いが心臓関係の疾病で亡くなられたなど、心臓について特に調べていただきたい場合は、オプションでいろんな検査ができる循環器専門の病院で診てもらいたいですし、ホルター心電図で24時間の診断を行っていただけたところもございます。親族や友人の中でがんなどを患った方がいらっしゃって、我が身のことを心配なされた方が全身のがんについて詳しく調べていただきたいと思った時に、豊富なオプション検診、例えば一度の撮影でほぼ全身の状態を見ることができるPET検診、陽電子放射断層撮影装置によるがん検診、CTなど、従来の画像検診が臓器の形から異常を発見するのに対して、がん細胞の活動状況から異常を診断するというものですが、これがオプションで用意されているところがございますし、放射線の検査はちょっと心配だという方には、超高精細なMRIを用いての全身腫瘍ドックをしていただけたところもございます。また、男性でどうも体の調子が悪い、女性に更年期障害があるというが、男性にもあるということで、そのようなホルモン検査がオプションで用意されている検査機関もございます。脳ドックにつきましても、小さな脳動脈の動脈瘤も確実に検出できる高精細な機械を備えている所、また以前一般質問でもさせていただきましたが、アミノインデックス検査、ロックスインデックス検査を受診できる所もございます。また、忙しい人向けに日曜日に検診ができる所もございます。

以上の理由によって、ぜひ指定機関以外でも受診できるよう改善をお願いしたいと思うのでございます。なお、受診データの保健センターへの提出、償還払い精度での対応などでの運用をご検討いただいて、より一層の健康づくりへ向けてご支援をいただければと思いますが、いかがでしょうか。町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）確かにオプション検査をしている医療機関は、たくさんあるというふうに思っておりますけれども、恐らく日赤等でもあるのかなというふうに思っております。こういった検査をした後に異常が認められたときには、こういった高性能の検査をするという手も一つあるのかなというふうに思っております。

そして、人数の関係でございますけれども、後期高齢者医療なんかは県のほうから人数割が来るということでもありますので、これを自由に受けられると、その枠を出してしまうという部分もございます。いずれにしても町民の方が受けやすい環境もつくる必要があるかなというふうに思っておりますので、今後その拡大に向けてもちょっと医師会との意見交換も必要かというふうに思っておりますので、そこら辺も検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）前向きな検討をしていただけるというように解釈してもいいようなご答弁をいただいたかなと思っております。どうも契約の内容、医師会とのご相談、そのへんに鍵があるようでございますが、先ほど述べた理由、私は町民の方がそう思うのももっともだと思うので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますし、償還払いという方法での対応、こういった形をとっていただければまたスムーズにそういったことができるのではないかなと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思っております。

続きまして、ゆうあい荘の利用の改善に関することについてお伺いいたします。これは、具体的には会計システムの変更並びにカード決済導入についてのことでございます。施設の利用、利便性の向上を図っていただきたいということでお伺いいたします。

現在、会計の手続は窓口にて現金で支払いするということになっております。利用者は、金額の提示を受けてから銀行等で現金を引き出し持参する方法となっております。ＡＴＭにつきましては、利用できる時間帯が限られておりますし、場合によりましては手数料も発生いたします。カード決済ですと、急な支払いが発生したときなどに支払いを先延ばしすることができますし、決済日までは金利も発生しません。施設の性格上、支払い金額も高額であることもございますし、また１円単位の決済となっておりまして、煩わしい点がございます。カード決済導入につきましては、会計システムの変更等を行わなければならないと予想されますが、隣接の病院また近隣の医療機関におきましてもカードでの決済が利用できるようになっております。国もキャッシュレス決済を推進している状況であり、この機会に便利なキャッシュレス決済サービスを導入し、キャッシュレス化の推進に取り組み、現金でのやりとりを省いたスピーディーな決済を行える仕組みを導入していただきまして、改善を図っていただき、さらなる利便性の向上をお願いしたいというものでございます。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）住民福祉課長

○住民福祉課長（桑原 正）それでは、お答えいたします。

ゆうあい荘が窓口での現金支払いだけしか対応していなかったことにつきまして、理由の１つには入所者の家族の方に月に１回は面会に来てもらいたいという考えがあったからでございます。家族を入所させたまま施設にまかせっきりにするののないようにということから、現金払いの対応としてきました。今後も窓口での現金支払いにつきましては、続けてまいりたいというふうに考えております。

しかし、議員ご指摘のとおり、現在国ではキャッシュレス決済を進めております。町といたしましても、利用者の利便性向上は施策として大切だと考えておりますが、クレジットカード利用の場合、利用料金の３.５から４％、これはカード会社によって違うらし

いのですけれども、支払い時に差し引かれるということになりますので、町会計には差し引かれた金額が振り込まれて、会計上調定額と収入額が合わなくなるというような、管理上の問題なのですけれども、難しいことが考えられます。官公庁でクレジットカードの導入が進まない理由の一つというふうに聞いております。しかし、一部導入を始めた自治体も出てきてはおりますので、今後検討させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）先ほど課長もお話になっておりました、入所者に対してなるべく家族の方が接する機会を設けるという意味合いもあるということですが、そういう場合もやはり土日での訪問が多いと予想されます。土日となりますと、銀行等の引き落としについても手数料も掛かりますので、このへんもぜひ前向きにご検討いただきたいと思っております。先ほど課長の答弁でもございましたが、最近ではカード納税も確かに増えてきております。県内におきましてはキャッシュカードでの決済につきましては群馬県、それと高崎、前橋、伊勢崎市、これは民間のシステムを利用して行っております。ただ、富岡市では、窓口手数料としての市民課及び税務課で交付する各種証明書交付手数料の支払い、市町村県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付書による支払いについて対応しております。そして、キャッシュレス化を推進しておりまして、富岡市ではさらに今後交通系ＩＣカードによる決済サービスの導入、また他のスマホ決済サービスの導入、また施設の使用料支払いなどの対象手続の拡大を検討中であるとホームページで明示されております。また、隣の東吾妻町におきましても、コンビニ決済において町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税が例えばラインペイ（LINE Pay）などによって手数料を負担せずに支払いできるとホームページに記載されております。また、こういったふうに自治体の公共料金の支払いを電子マネー決済ですというのは、地方自治法に明示されていないということらしいのですが、それも総務省のほうから法に抵触しないという方向になっているということらしいので、積極的に今後検討していただきたいと、クレジットカード決済に限らずキャッシュレス決済、これについて進めていただきたいと思うのですが、ここで通告にはしておらなかったのですが、当町におけるキャッシュレス決済の対応状況について、この際お尋ねしたいのですが、これは税務課長かな、会計課長かな、会計課長さんのほうから、当町における実情について、この際お聞きできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）会計課長。

○会計課長（小板橋千晶）議員お尋ねのキャッシュレス決済についてですけれども、現状

ですが、町の公金収納といたしましては、クレジットカード会社からの入金を実際ございます。これは、内容といたしましては、ふるさと納税でインターネットを通じて納税を申し込まれた方がクレジットカード決済を選ばれますと、クレジットカード会社のほうから町のほうに寄附金額が送金されてくるというような流れでございます。その場合、先ほど手数料分が不足するという答弁があったかと思うのですけれども、現在企画政策課のほうでは、入金した金額から手数料を引かれた分を支出いたしまして、支出命令書で支出したものを寄附金のほうに充てるという形で、寄附金額が不足することのないような手段をとっております。これが現状でございます。

クレジットカード以外ですけれども、先ほど議員もおっしゃったとおりでございます。町税の一部それから保険料について、コンビニでの収納の際にスマートフォンアプリによるキャッシュレス決済、先ほどおっしゃったとおりラインペイ（LINE Pay）、あと当町の場合にはペイペイ（Pay Pay）の２種類が選べるのですが、こちらのほうを選んでいただきますと、町へのほうの送金なのですけれども、こちらがコンビニでの現金支払いの方と同様にこちらのほうに現金が送金をされております。手数料の有無については、そちらのほう把握できていないのですが、ペイペイ（Pay Pay）のホームページのほうで確認したところによると、ちょっと手数料かからないのかなというところではございました。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）通告になしにもかかわらず懇切丁寧にご説明いただきましてありがとうございました。先ほど述べたとおりに、これは今後このキャッシュレス決済の波というのはどんどん進んでいくと思います。一度これになれてしまうと、現金での支払いを煩わしくなるという、財布も薄くなっていきますし、ふだん財布の中にお金をあまり置かないというようなことになるという話も聞いておりますので、この波が進んでいくと、不便を感じなされる方が今後増えていくかなと思っております。先ほど述べたように、他でもぽつぽつこのキャッシュレス化について取り組んできておるようなのでございます。ぜひこの機会に今後準備のほうを検討していただきたいと思います。これについての項目は終わりにして、次の項目に移らせていただきます。

来年行われます群馬デスティネーションキャンペーンについてお伺いいたします。少子高齢化が進む中で一つの対応策として、当町は交流人口の拡大ということを掲げ活性化を図っておるところです。来年、群馬県内の市町村や観光関係者とＪＲなどが一体となって行う大型の観光キャンペーン、群馬デスティネーションキャンペーンが４月１日から６月30日にかけて３カ月間、メインテーマとして「わくわく 体験 新発見」、サブ

テーマとして「春のぐんまは華ざかり」ということで実施されます。このキャンペーンは、全国各地で誘客効果が相当高いと評価されています。ぜひこのチャンスを生かし、積極的な交流人口拡大を目指していただきたいのですが、これについて当町としてどのような対応をお考えなさっているのかお尋ねいたしますが、あわせて過去にもこの群馬デスティネーションキャンペーン、また今年度はプレデスティネーションキャンペーンとして4月1日から6月30日にかけて実施されました。これについてどのようなメニューで対応なされ、またその成果についてここ数年の当町における観光客数の推移を含めご案内いただくという順でご回答をお願いいたします。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、数年の観光客数の推移についてお答えをさせていただきます。ビエンナーレの開催年では約150万人、開催のない年では約95万人となっておりまして、ほぼ横ばい状態となっております。

次に、前回のD Cであります。平成23年7月から9月に行われました。このD Cでは、運行が始まった「リゾートやまどり」の乗客に対し、観光ボランティアのみなさんが車内で地域の魅力の発信を行い、町をP Rしていただきました。

四万温泉については、和洋スイーツめぐり、歴史とロケ地をめぐるツアー、若旦那祭、四万温泉ちょうちんウォークなどを開催いたしました。六合地域においては、野反湖花めぐり散策体験、チャツボミゴケ散策体験、八間山ハイキングなどを行いました。

23年度は、ビエンナーレ開催時期が重なったことで、道の駅やつむじ等での観光客入り込み数が増加いたしました。一方で、温泉地での宿泊関係の入り込み数が減少となりました。この原因につきましては、東日本大震災や台風による影響が考えられます。

次に、プレD Cでございますけれども、群馬県の観光宣伝推進協議会とともに観光資源の紹介やイベントの開催などを行いました。5月にグリーンドーム前橋で開催されました全国販売促進会議では、旅行代理店、マスコミ関係者約600人の方々に中之条町の見どころをプレゼンテーションや紹介ブースにて発信をさせていただきました。翌日には中之条ガーデンズあるいはチャツボミゴケ公園等、見どころを案内し、町のP Rをさせていただきました。その他、群馬D C、プレD Cにおかれましては、ガイドブックに町の見どころを掲載をさせていただき、J Rの主要駅あるいは県内観光施設に配布をさせていただき、P Rを行ったわけでありまして、そして、観光協会及び観光ガイドボランティアの会では、リゾートやまどりの出迎え、お見送りを行いました。四万温泉においては、竹を使ったイルミネーション、「四万あかり」を行い、観光客の誘客を行いました。前年同期と比較いたしますと、観光客入り込み数は8.9%増となっております。大型連休

があり、四万温泉においては3月にテレビ放映があったこと、また中之条ガーデンズでのメディアの露出の増加で、県外から大型観光バスの立ち寄りが多かったなどが増えた要因であります。

最後に、ＤＣのキャンペーン本番に向けてでありますけれども、役場関係部署あるいは吾妻行政県税事務所、中之条土木事務所、ＪＲ東日本高崎支社、観光協会等とともに景観の関係やトイレや駐車場の整備、二次交通等について検討を行い、現在実施に向けて事業を進めているところであります。観光協会、各温泉組合等においては、効果的な観光ＰＲについて模索をしているところであります。今年行った「リゾートやまどり」の出迎え、お見送りや四万温泉での竹を使ったイルミネーション、「四万あかり」は、現状どおり行っていくということでありまして、六合地域での野反湖花めぐり散策体験、その他最近注目を浴びております奥四万湖において管理用のダムエレベーターの一般開放や四万温泉地内に周遊バスを運行し、集客を図っていきたいと思っております。

当町といたしましては、観光協会を中心に、特に温泉資源、アクティビティ、花について情報発信し、観光客の誘致を行っていききたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）やはりそれなりの成果が上がってきたかなと思っております。町長、今答弁の中で、また花、アクティビティという言葉が出てきておりましたが、今回の来年度行われるメニューの一つとして、春のぐんまは華ざかりとうたわれております。今年度之中之条ガーデンズの入場者数が13万人に達しようとしていると伺っておりますし、来春になりますと、ガーデンズのバラの花も一層充実してくると思います。群馬の新しい花の観光スポット、春ならではの花の魅力、これを前面にぜひメニューに組み込んでいただき、ＰＲに努めていただきたいと思います。また、町長答弁のアクティビティなのですが、奥四万ダムでもカヌーでしたっけ、四万湖でしたっけ、いろいろ今年も夏見られました。このような最近は体験型の観光ですか、これも非常に人気があるようでございますので、野反湖、芳ヶ平周辺の観光スポットと並んで、ぜひすばらしいメニューを組んでいただきたいと思います。

さて、インバウンドに向けた対応として、今年の群馬プレデスティネーションキャンペーンでは、海外エージェントを招聘して、県内の観光地の視察を行ったということでございます。これにつきましても本番の来年も引き続き実施していただけるのであれば、積極的に対応していただき、なお、多言語によりますホームページ、ＳＮＳ等での対応もお願いしたいところでございます。また、今年のプレデスティネーションキャンペーンでは、ＪＲ東日本は今年の1月10日に台湾の台北市にこのインバウンド拠点として、情報発信拠点ジャパンレールカフェというものを開業したのだそうです。ここを活

用してアンバサダー、これは大使とか施設ということらしいのですが、これらを募集して招聘事業を行いました。もし来年行われる群馬デスティネーションキャンペーンにおきましても、ＪＲ東日本が同様のインバウンド向けプロモーションを行うのでありましたら、私は町長自ら台湾へ出向いてＰＲを行っていただきたいと思うのですが、町長、いかがでしょう。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）今質問でありますけれども、この関係はＪＲ東日本に確認をさせていただきました。昨年はシンガポール、そして今年は台湾と、計２回ジャパンレールカフェということで情報発信をしたということでございますけれども、今年度の実施についてはまだ未定ということでございます。いずれにしても中之条町、このインバウンドというのは大変重要なことだというふうに思っております。東京オリンピック・パラリンピックを契機に大勢の方が日本に来るということでございますので、そのお客さんを少しでも取り込むための取り組みをしていきたいというふうに思っております。それには観光協会あるいは温泉組合等と協働しながら、インバウンドの促進につなげていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）今年度については、ＪＲまだ未定だということなのですが、もしこれが実施されるようであれば、私は町長自ら台湾へ飛んで行って、ぜひ当町のＰＲをしていただきたいと思います。

それと、通告はしていなかったのですが、以前一般質問で、私グーグルマップ上に例えば観光スポット、公衆トイレの場所などを表示するようにしたらいかがかということ提言をしたことがあるのですが、実はこういった仕組みはまだ取られていないようなのですが、そんなに難しいことではないようでして、この間ＮＨＫのニュースを見ておりましたら、桐生市内にある高校生が市内の商店街をこのグーグルマップ上に表示システムをつくったということが紹介されておりました。ぜひ群馬デスティネーションキャンペーンに向けてこのような仕組みをつくっていただければと思うのですが、これは通告していなかったので、お答えいただければお答えしていただきたいと思うのですが、今はほとんどの人がスマートフォン等を利用してお見えになっている状況が、やはりこういったどこに何があるかというような情報を簡単に検索できるというのは、私はインフラとしては非常に大切なことかなと思っております。これ通告していなかったのですが、もしお考えがありましたらご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）以前確かに福田議員から、グーグルマップに中之条町の観光スポット

を落としたらどうかという提案をいただきました。それについて担当課のほうで研究はしたということでございますけれども、前提として事業所のほうから、このマップのほうに落としていただきたいというような、そういった申請が前提のようであります。これについては、まだ桐生のほうでできたということでもありますので、ちょっと研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございます。ぜひご検討のほうをお願いしたいと思っております。

さて、最後になりますが、台風関連の災害のことに質問をさせていただきたいと思えます。ただ、もう同僚議員が何名か関連して質問しておりますので、質問されなかった点あたりを質問させていただきます。一番懸念されるのは特に農林分野なのですが、来年田んぼのお米の作付作業が始まる頃になって初めて被害の状況に気づくということが心配されます。今回台風が10月ということなので、もう既に田んぼへの水は不要になった段階での台風襲来でございましたので、特に水路に関しては、現在把握されていない被害について、その時発見ということが私は予想されると思います。また、今回は非常に大雨だったこともありまして、川の増水によりまして河川の流れが変わったり、大きな土石による被害が散見されまして、かなり大がかりな作業が予想されるような被害が発生しております。そのような場合におきまして、時間は経過しておりますが、災害として来春、対応できるのかどうか、この点についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）被害が今後見つかった場合の対応についてお答えいたします。

台風19号は、非常に多くの農地や農業施設に被害をもたらしました。町では、被害があった場合は役場へ連絡していただくように防災無線等でお知らせをいたしました。しかし、農地や用水路の被害につきましては、生活圏と離れている場所が多く、発生からしばらく経過してから気がついて連絡をくださる方もいらっしゃいます。国の災害復旧事業を適用させるためには、災害発生から60日以内に県から査定の申請を行うことと決められております。このたびは、県から50日以内に報告するように指示が出ております。既に発生から50日以上経過しておりますので、これから気がついて報告されたものは、町の補助事業で対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）来春になって発見されても対応は可能だということでございます。ありがとうございます。

それと、例えば用水の取り入れ等でのことなのですが、1級河川で県の土木事務所等が行った河川改修に伴ってつくっていただいた取水施設、これなどが被害を受けた場合、復旧についてはどのような取り扱いになって、また費用の負担はどのようになるのか、窓口はどこになるのか、そういった点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）河川改修と一緒に整備された用水の施設に被害があった場合についてお答えいたしますが、その用水の取水施設につきましては、管理者は用水の組合等になると思います。管理する組合等の申し出により対応をさせていただきます。災害の認定になる規模の雨量等があった場合は、災害復旧事業として国、県及び町が補助を行うことができます。事業費が40万円を超える事業につきましては、国の補助の対象となります。基本の補助率が農地で50%、農業施設では65%となっており、事業費に応じて率が高くなる仕組みになっております。事業費が13万円以上40万円未満の場合は県の補助対象となります。その場合の補助率は県が2分の1、残りを町と受益者で折半をさせていただきます。13万円未満の事業は、町が10分の3を補助を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ありがとうございました。これは、1級河川等の場合は窓口はどちらになるのでしょうか。

○議長（山本隆雄）農林課長

○農林課長（安原 明）町が窓口になります。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）続きまして、建設課所管の分野についてお尋ねしたいのですが、先ほど田畑への道路、いわゆる赤線の道について、これは先ほど同僚議員さんの答弁ございましたので、省かさせていただきますが、青線としてなっている河川の護岸などの崩落等は、来春の農作業の始まる頃までには復旧のめどがつくのでしょうか、このへんについてお尋ねいたします。

○議長（山本隆雄）建設課長

○建設課長（関 洋太郎）建設課所管の被害につきましては、町道への倒木ですとか流出土砂の撤去などについては、早急に通行可能となりましたが、路肩や路面、土留やコンクリート吹付法面などの修繕、あと水路の流木土砂の撤去など、合計57カ所については10月臨時議会で補正予算をご議決いただいたので、現在までに業者へ発注したり、その準備を進めておりまして、今月末までにおおむね発注できる見込みでございます。そし

て、年度内には8月の集中豪雨で被災した18カ所を含めまして、全て復旧したいと考えております。いずれにしても私達の生活に欠かせない道路のほうの復旧につきましては、今後もスピード感を持って対応したいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）年度内に何とかなるということで、またスピード感を持って対応していただけるという答弁をいただきました。ぜひよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問をこれにて終了させていただきます。ご答弁ありがとうございました。

○議長（山本隆雄）福田弘明さんの質問が終わりました。自席へお戻りください。

○

◎ 散 会

○議長（山本隆雄）以上で本日予定した日程は全て終了しました。

4日目の18日には、午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午前11時26分）

令和元年第2回中之条町議会定例会 12月 定例会議 会議録 第4日

招集年月日 (会議)	令和元年12月18日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和元年12月18日 午前9時30分						
	閉会	令和元年12月18日 午前10時36分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	山田みどり	応招	出席	9番	安原 賢一	応招	出席
	2番	佐藤 力也	〃	〃	10番	小栗 芳雄	〃	〃
	3番	関 美香	〃	〃	11番	福田 弘明	〃	〃
	4番	大場 壯次	〃	〃	12番	剣持 秀喜	〃	〃
	5番	篠原 一美	〃	〃	13番	山本日出男	〃	〃
	6番	富沢 重典	〃	〃	14番	齋藤 祐知	〃	〃
	7番	関 常明	〃	〃	15番	山本 隆雄	〃	〃
	8番	唐沢 清治	〃	〃				
会議録署名議員		13番 山本日出男	14番 齋藤 祐知			1番 山田みどり		
職務のため出席した者の 氏名		事務局長		木暮 浩志		書記		山本 誠
		議事書記		田村 深雪		書記		関 侑介
		議事書記		鈴木 幸一				

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	伊能 正夫	農林課長	安原 明
	副町長	野村 泰之	建設課長	関 洋太郎
	教育長	宮崎 一	会計管理者	小板橋 千晶
	総務課長	黒岩 文夫	上下水道課長	山田 秀樹
	企画政策課長	篠原 良春	こども未来課長	倉林 敏明
	税務課長	金木 理恵子	生涯学習課長	富沢 洋
	住民福祉課長	桑原 正	六合振興課長	山本 俊之
	保健環境課長	唐澤 伸子	教習所長	柏瀬 高広
	観光商工課長	永井 経行		
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第 4 号

(令和元年 12 月 18 日午前 9 時 30 分開議)

- 第 1 議案第 1 号 令和元年度中之条町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 2 号 令和元年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 3 号 令和元年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 4 号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 5 号 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 6 号 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 7 号 令和元年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 8 号 令和元年度中之条町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 9 号 令和元年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 10 号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 11 号 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 12 号 令和元年度中之条町上下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 13 号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 2 議案第 14 号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第 15 号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第 16 号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第 17 号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について
- 第 3 議第 1 号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

第 4 陳情第 2 号

追加日程第 1 議第 3 号議案 「国道 353 号車両通行不能区間の解消を求める意見書」
の提出について

第 5 議員派遣の件

第 6 閉会中の継続調査 (審査) 特定事件について

○

◎ 開議前の挨拶

○議長 (山本隆雄) おはようございます。第 2 回定例会、12 月定例会議も 4 日目となりました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信試行のため議場内の撮影を行います。インターネットでの配信予定をしています。

各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

ここで席上に配付した平成30年度決算事務事業評価一覧及び町民意識調査業務委託報告書について発言の申し出がありましたので、発言を許可します。企画政策課長

○企画政策課長（篠原良春）お時間をいただきまして、ありがとうございます。企画政策課から事務事業評価と町民アンケート調査の結果につきましてご報告をさせていただきます。

平成30年度一般会計決算にかかわる事業のうち、人件費や公債費、一般行政経費等の事業などを除きました151の事業に絞って事務事業評価を実施いたしました。実施方法といたしましては、各事業につきまして担当者が事業の基本方針や目的に沿った成果指標においてその実績値を調べ、事業の効果や当該年度の進捗状況を記入し、担当係長が確認後、担当課長が今後の方針を決定して提出していただいたものを、副町長を中心に内部評価を行ったものでございます。今後の方針におきまして、「拡充」は真に必要とされる事業であることから、追加の取り組みを行い、さらに発展して欲しい事業であります。「見直し」は、成果指標において前年実績を下回ってしまった事業や現状の方法、事業量等の事業内容の改善を必要とする事業であります。「廃止、休止」は、30年度に限った事業や他の事業において実施するため、廃止とした事業となります。

お配りさせていただきましたものは全体の集計のみでございますが、事業別の結果につきましては、議会事務局に保管、保存しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、町民アンケート調査の結果につきまして申し上げます。中之条町に居住する年度内に18歳以上となられる住民を対象に今後も中之条町に住んでみたい、住み続けたいと思っていただける町づくりを推進するため、町民のみなさんのニーズを把握する必要があることから、アンケート調査を実施いたしました。町内全域から地区別、年齢別、性別に無作為に約1割を抽出し、郵送により配付、回収を行いました。1,413人に発送し、710票の回収となり、50.2%の回収率となりました。アンケート結果につきましては、広報なかのじょうやホームページで公表させていただくほか、議会事務局に保管していただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。このたび実施いたしました事務事業評価及び町民アンケート調査につきましては、令和2年度の予算編成において活用させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）次に、席上に配付しました中之条町立学校教育職員の労働時間の上限に関するガイドラインについて、発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明） それでは、資料でお配りしてございます、「中之条町立学校の労働時間の上限に関するガイドライン」につきましてご説明をいたします。

教員の多忙化解消に向けて、県教育委員会では教員の勤務時間に関するガイドラインを策定をいたしました。県内市町村につきましても足並みをそろえまして、来年4月から実施するものでございますが、中之条町でも町の実情に合った「中之条町立学校の労働時間の上限に関するガイドライン」を策定いたしました。

趣旨といたしまして、平成31年1月に文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」というものが策定をされました。1カ月当たりの所定の勤務時間を越える労働時間が45時間を超えないようにすること等具体的な上限の目安が示されました。学校における働き方改革、また教職員の多忙化解消は喫緊の課題でもあり、中之条町でも中之条町立学校の教育職員の労働時間の上限に関するガイドラインを策定するものでございます。

主な内容としましては、1カ月の在校等時間の総時間から条例で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が1カ月当たり45時間を超えないようにすること、また実効性を確保するために、平成29年に出された教職員の多忙化解消に向けた協議会の提言の推進を図ることなどが主な内容となっております。業務の改善や効率化に加えて教育活動の充実を図る内容を盛り込んだものとなっております。また、実施に当たりまして、教育委員会、学校長としての留意点等も示されております。来年4月からの実施に向けまして、来年1月から3月まで試行期間ということで考えておりまして、管内の小中学校への周知徹底を図りたいということで考えております。よろしくお願いいたします。

○

◎ 開 議（午前9時36分）

○議長（山本隆雄） それでは、本日も慎重審議よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 1 号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第4号）

◎ 議案第 2 号 令和元年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 3 号 令和元年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 4 号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第 5 号 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算
（第2号）

- ◎ 議案第 6 号 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 7 号 令和元年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 8 号 令和元年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 9 号 令和元年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 10 号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第 2 号）
- ◎ 議案第 11 号 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第 2 号）
- ◎ 議案第 12 号 令和元年度中之条町上下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- ◎ 議案第 13 号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

（質疑、採決）

○議長（山本隆雄）日程第 1、議案第 1 号から第 13 号までを一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る 4 日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。12 番、剣持さん

○12 番（剣持秀喜）議案第 1 号について確認をさせていただきたいと思います。

議員の期末手当、あるいは特別職の期末手当の補正予算ということが一部に入っておりますけれども、これについてはこの後の職員の条例改正、職員の給与、それから特別職、また日程第 3 の議員の報酬の一部改正、こういったものを受けてこれが可決をされれば補正予算を執行すると、可決されなければ執行されないというか、執行できないということではよろしいかの確認をさせてください。

○議長（山本隆雄）総務課長

○総務課長（黒岩文夫）ご指摘いただいたとおりでございます。

○議長（山本隆雄）他にご質疑ございませんか。6 番、富沢さん

○6 番（富沢重典）1 号議案の 17 ページ、3 款民生費の中の保育所広域入所委託料 48 万 6,000 円、ちょっと内容を説明をお願いします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）お尋ねの保育所の広域入所委託料ということでございますけれども、こちらにつきましては保育料の無償化によりまして、中之条町に住所を持つ幼児が町外の保育所等に通う場合、無償化になった保護者負担分を町が当該保育所のほうに委託料ということで支払いをするということで、補正増ということでさせていただきます。

○議長（山本隆雄）6 番、富沢さん

○6番（富沢重典）無償化になっても他の町村に行った場合にはその分は無償にならない
ということの確認と、この子はたぶん2年ぐらい前から通い始めた子だというふうに記
憶しているのですけれども、その時にも私申し上げたのですけれども、過去には随分こ
ういう事例でお願いしているけれども、中之条町としてはうんと過去にさかのぼると例
はあるのですけれども、近年はないのでということでお断りをしている経緯がありまし
て、私の知り合いも随分苦労して前橋に自分で保育所を探して通わせている親御さんが
いるのですけれども、そんなことを考えた時になぜこの子を認めたのか、今後は認める
気があるのかも併せてお伺いをします。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）かなり昔のお話ということで私ちょっとそのへん申し訳な
いのですけれども、存じ上げないということでお答えのほうはできないかなと思うので
すけれども、今後につきましては、教育委員会といたしまして、児童福祉法ということ
で児童福祉法に則って実施要綱等も作成しております。そういったことも含めまして、
今後につきましては要請があった場合については受け入れていくというようなことで考
えてはおりますけれども。お願いいたします。

（「無料で。無料分の負担は中之条でなければダメなのか」の声）

○こども未来課長（倉林敏明）ええ。無料になった分につきましても中之条町のほうで負
担ということになるかと思えます。

○議長（山本隆雄）6番、富沢さん

○6番（富沢重典）今後は受け入れるということで、私の知り合い3年前ですので、この
子よりたぶん1年ぐらい前に申し込んだ子供が断られたのかなと思って聞いているので
すけれども、最後に確認なのですけれども、ちょっと無料分は国の制度でやっているけ
れども、他に行った場合は中之条がその分を負担しなければいけないということでよろ
しいですか。

○議長（山本隆雄）こども未来課長

○こども未来課長（倉林敏明）保護者分の保護者の負担分につきましては、町のほうで負
担ということになります。それにつきましてはまた国のほうから補助ということになりま
すので、お願いいたします。

○議長（山本隆雄）よろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（山本隆雄）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

本日の採決に当たり、起立しない議員は本案に対して反対とみなすこととしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和元年度中之条町一般会計補正予算（第4号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和元年度中之条町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和元年度中之条町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和元年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和元年度中之条町四万へき地診療所事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和元年度中之条町介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和元年度中之条町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和元年度中之条町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和元年度中之条町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和元年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和元年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算(第2号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和元年度中之条町上水道事業会計補正予算(第1号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和元年度中之条町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山本隆雄) 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第14号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

◎ 議案第15号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について

◎ 議案第16号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について

◎ 議案第17号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について

(質疑、討論、採決)

○議長(山本隆雄) 日程第2、議案第14号から17号まで一括議題とします。

これらの議案につきましても、去る4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。12番、剣持さん

○12番(剣持秀喜) それでは、議案第15号、特別職の給与等に関する条例の一部改正につ

いてお伺いをいたします。町長、今年はいろんなことがありまして、今日、前南波県議の連座制の関係の結論が出されるというような話も伺っておりますけれども、その一連の関係で町民の間ではこの件が大変金額が多い少ないでなくて、この時期に及んでいわゆるボーナスというのですか、一般的にはボーナス、賞与を上げるということに対して非常に町民の中では「遺憾だ」、あるいは「あきれた」、そのような声が聞こえてまいります。町長、副町長、教育長等が関係するかと思っておりますけれども、このような時期に金額の多い少ないにかかわらず上げるということに対してどのような思いでしょうか。

○議長（山本隆雄）町長

○町長（伊能正夫）これについては、人事院勧告に基づいて職員と同じような形で条例改正をするということで提案理由でも申し上げさせていただいたとおりでございます。これについては、今までも人事院勧告を尊重して議会の中で承認をしていただいて、今まで積み上げてきたものでございます。私だけの問題ではなくて、私の他の三役、そしてこれから町長、三役になる方々についてもこの積み重ねたものが該当するというところでございます。これについては、ぜひ人事院勧告に沿って積み上げということでございますので、ご審議をいただいて、ご了解いただければというふうに思っているところでございます。選挙違反の関係については、9月議会で答弁をさせていただいたとおり大変申しわけなく、みなさんに心配掛けたということについては変わりなく思っているところでございます。これとは別な考え方でご承認をいただければというふうに思っているところでございます。

○議長（山本隆雄）12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）今の町長の答弁の内容についても十分理解できるところもあるのですが、やはり今回は今までの流れのように人事院勧告に関連して特別職、あるいは議員も同じように上げてきたという中で同じように今回も上程をされたということだと思いますけれども、今回はちょっとこの時期は適切ではないのではないかなというふうに思うのです。多くの町民が「襟を正して町政に邁進する」というふうに町及び議会のトップが公の所で話をされて、「まちづくりのために頑張ろう」ということを約束をして歩み始めたわけですから、やはりここは町長が副町長や教育長に「私の事で迷惑を掛けて申し訳なかった」と、「今回についてはみなさんも承知をしていただきたい」と、あるいは「私は50%カットするからみなさんは現状維持で我慢して欲しい」、そんなことを副町長や教育長に言えばお二人は即答で「わかりました」という返事をされたのではないかなというふうに私は思うのです。ですから、今回については適切ではないのではないかなというふうに私は感じておりますし、またそんな多くの町民の声も聞こえてきているので、ちょっとこの件については残念だなというふうに思っています。

○議長（山本隆雄）他にご質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。9番、安原賢一さん

○9番（安原賢一）議案第15号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について反対の立場で討論をさせていただきます。

まず1つ目に、中之条町の町民の実態を理解されていないのではないかと。町の中小企業の8割はボーナスありません。ましてや、賃上げなどほとんどありません。それほど今の実態は冷め切っています。町長におかれましては、先ほども同僚議員から質問がありましたように、まだ先の事件が冷め切っていないところで、このようなたとえわずかであれ、ベースアップの要求を出すというのはちょっと一般の人達からは理解が得られない。また、非常に残念なのですが、町長の側近の中に「町長、これは今回出すべきではない。これを出したらまた混乱するよ。」と言う人がいなかったことを非常に残念に思います。中之条町の実態と我々には我々の意思で報酬を上げたり下げたりできるという特権があるということ、これは非常に反面危険なことでもありますから、ここは町長に本当は「勇気を持って今回は見送りましょう。」、そういう一言があつてよかったのではないかと思います。私の反対の討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）他にごございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、討論を終結します。

お諮りします。

直ちに、採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第14号 中之条町職員の給与に関する条例及び中之条町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 中之条町特別職の給与等に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 中之条町簡易水道事業給水条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 中之条町上水道事業給水条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山本隆雄）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

(質疑、討論、採決)

○議長（山本隆雄）日程第3、議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

この議案につきましても、去る4日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。1番、山田さん

○1番（山田みどり）この議員報酬の費用に関することですけれども、これは執行部側で以前に取り上げて、これは否決されたと聞いております。なぜまた議員提案でこうしたことを取り上げたのかちょっとお聞きします。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）中之条町議会におきましては、人事院勧告に基づいてこの中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、過去中之条町議会始まってから連綿として平成30年12月議会までは勧告どおりに判断を下してまいりました。先ほど申し述べましたように平成30年12月議会におきまして執行部側から

提案されましたこの議案につきまして否決という判断が下されました。ということは、今後につきましては議員のほうから議員提案をしなければならないということに当然ありますが、ご理解いただけませんか、そのへんを。

○議長（山本隆雄） 1 番、山田さん

○1 番（山田みどり）先ほどの特別職の反対討論のほうで町民の感情と町民の実態というのを知っていないのではないかという発言がありましたけれども、議員が自ら自分の給与を上げる、これはやはり町民の感情としては理解できない、そのように思います。なぜ議員から提案して給与を上げなければならないのか、その明確なお答えをください。

○議長（山本隆雄） 11番、福田さん

○11番（福田弘明）お答えする前に確認いたしますが、今ご質問いただいたことは2つ、町民の実態を理解していないということと、議員の報酬を議員のほうから自ら上げるというのはおかしいのではないかということによろしいですか。

では、お答えいたします。先ほど特別職についての反対討論がございました。町民の実態を把握していないのではないかとありますが、その中で8割がボーナスなし、賃上げなしという文言がございました。これはどこに根拠があってそのようなことを申し述べたのか、はっきりとこの公の場ですから、数字を上げる際はきちんと根拠を上げなければ恣意的に議論の方向を持っていくのではないかと危惧の念を抱く議員もおります。そのへんはしっかりと根拠を明示して論議していただきたいと思います。

最初の質問についてお答えいたします。当議会におきましては、過去、平成9年、現在の金額に報酬を決定して以来22年間経過しておりますが、それ以前につきましては大変短いスパンで議員報酬を上げてまいりました。議員のことは議員で決めるというのは至極当然なことだと思いますが、議員は他から何か指示をいただければ決められないのでしょうか、自分自身の問題を。私はそうは思いません。それと、2番目の問題に、指摘なのですが、今年12月9日に「群馬経済研究アンケート 冬ボーナス3.1%増」、こういった見出しで上毛新聞の記事が載っておりました。これは、前橋市の群馬経済研究所が6日に発表したものでございますが、「県内事業所の平均支給見込み金額は前年同期比3.1%増、支給月数は0.02ポイント増の1.88カ月となる見通し」と、このような記事が載っておりました。私は、これは経済に対する妥当な見方だと思っております。以上のことから何ら問題のあることではないと思います。

それと、一言議員に伝えておきたいことがございます。先月11月27日、議会運営委員会の後に開かれました全員協議会において議案上程の案内の後、これに関しての議論はありませんでした。質問の議員もこれについて議論をなされましたよね。なぜその時に異議があるのでしたら質問ないし議論をなされなかったのですか。これはあれですか。

ちょっと反問権、これ認められていないですね。ごめんなさい。わかりました。

（「答弁以外のことが多すぎる。議長指示してください。」の声）

○11番（福田弘明）少しやかましいので、今度私語があったら議長、速やかに指導をお願いいたします。この議会運営委員会の後に開かれた全員協議会においてこの件に対する議論はありませんでした。そうですね。

以上です。

○議長（山本隆雄）1番、山田さん

○1番（山田みどり）あの時に反対の意見がなかったからこの場で反対の意見とか質問をするのはおかしいというふうに私は聞こえます。そんなことはないと思います。

この件に関して先ほどいろいろご意見を言われましたけれども、私達は町民の負託を得てこの場にいるわけです。「議員の事は議員の事で決められないのはおかしい」というふうにおっしゃいましたけれども、私達は私達の力でなったわけではないです。そのところの意識の違いというものをすごく感じました。私は今上げられているこの議案に対しては今上げるべきではないと、そのように思います。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）質問議員は、まだ今年議員になられたばかりでございまして、若干議会の仕組みをご理解いただいていない面があるのかと思いますが、この議員必携の第8章に全員協議会というところがございまして。ここを読んでいただければ理解いただけるかと思うのですが、読ませていただきます。「議会に懸案になっている問題の提案が予想されるような場合、議会内部の意見調整をするため」と、この（2）のところで協議会の役割が明示されております。そのへんをよくお勉強なされてから質問されたほうがよろしいかなと思っております。全員協議会を否定するならば別なのですが、よもやそんなことはないと思います。

以上です。

○議長（山本隆雄）他にございますか。12番、剣持さん

○12番（剣持秀喜）先ほどの特別職の時にも申し上げましたけれども、議会のトップである議長についても同様の事件において取り調べを受け、書類送検をされたと、それについて「襟を正して議会活動を議長として行っていく」ということを宣言をされて今ここにいます。私は今回議員のいわゆる賞与アップについて議員提案をされて、その審議の過程において議長が「議長自身の報酬も、例えば任期中50%下げるから今回議員の賞与アップについては現状維持で我慢して欲しい」、そのようなことを議員各位に頭を下げる、こんなことがあってもよかったのではないかなというふうに私は思っています。このようなことが審議をしてきた議運の中であつたのかどうかお尋ねをいたし

ます。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）ただいまの発言は意見の表明なのでしょうか、質問なのでしょうか。若干質問の部分がよく聞き取れなかったので、再度質問をお願いしたいと思います。

（「議長わからなかった。議長把握できていたら議長のほうから提案者に説明してあげてください」の声）

○議長（山本隆雄）12番、劔持さん

○12番（劔持秀喜）議長のほうから私の質問の内容が理解できていれば、議長のほうから提案者の方に説明してあげてください。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん

○11番（福田弘明）議長、質問の整理するための反問権はこの際ないのでしょうか。ないのですか。わかりました。では、私が質問者から質問を受けたということを私なりに理解しましてお答えしたいと思います。

先ほども述べましたように全員協議会の場におきましてもこれについての議論は一切ありませんでした。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）12番、劔持さん

○12番（劔持秀喜）質問の内容を理解されていなかったようなので、もう一度行いますけれども、要するに議長から審議をしてきた議会運営委員会の中で「いろいろ迷惑を掛けた」と、「だから自分の報酬を任期中はカットするから、みんなも今回の賞与のアップについては我慢してくれないか」と、そういうような申し出がありましたかということ聞いたわけです。たぶんここにいる方は大方それは理解できたと思うのですが、提案者のほうは理解できていないようなので、今わかりやすくもう一度同じことを話したつもりなので、あったかなかったかの質問をしているだけなのです。議長、わかりましたか。

○議長（山本隆雄）11番、福田さん。

○11番（福田弘明）議会運営委員会の中で議論はなかったかということなのでしょうか。議会運営委員会の中では個人的な意見は休息中にいろんな意見がございました。ただ、それにつきましては休息中の意見なのでこの際申し上げることはできません。

以上でございます。

○議長（山本隆雄）他にございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。9番、安原賢一さん

○9番（安原賢一）議第1号議案 中之条町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

私も議会運営委員会の一員でありまして、今回一人で委員長に「人事院勧告に従えないのか」と言われましたが、従わずに本当に委員長には申し訳ないと思いましたが、人事委員勧告は私達議員、特別職は関係ないと思います。今までののはただの便乗値上げですから、それはそれでできる時に上げるというのに別に反対するつもりはありません。ただ、今回は本来であれば私がではなくて、今回賛成している人達が議長の立場を考えて、「これはよしておくべえじゃねえかい」というのが私は一番よかったのではないかと思います。ここで我々が議員提案で議員の議員報酬、費用弁償を上げるというようなことが表に出たときにまたどんな混乱を起こすかということは目に見えています。私はできれば混乱は避けたほうがいいと思いましたが、正直。ここは、本当ならよく考えていただいて「議員の報酬アップはやめておこう」、そういった決断をぜひ同僚議員のみなさんにもお力を貸していただきたいと思います。中之条町のこれ以上の混乱を防ぐためにも、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（山本隆雄）次に、原案に賛成者の発言を許可します。6番、富沢重典さん

○6番（富沢重典）議長よりお許しを得ましたので、議第1号議案について賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどから出ております県議選の話でありますけれども、あくまでも我々議会が改選前の話でありまして、その後たまたま同じ議長が誕生したということで責任問題が問われました。そんな中で議長の不信任案が提出され、それを否決されたことでこの一件は幕引きをすることが本来であれば望ましいことであるというふうに思います。我々議員はいろんな立場でいろんな方々と接しておりますけれども、少なくとも私の周りには「いまだにやっているのか」という声のほうが多く聞かれております。

それでは、内容について討論させていただきます。今回は、議案は人事院勧告に伴い我々議員の期末手当についても見直すというものです。過去を調べてみますと、昭和35年から議員の期末手当についても職員と同月数となっており、過去最大支給月数は平成3年の5.45月となっておりました。その後景気の低迷から引き下げが続き、平成15年には4.4月となりました。この年は財政の悪化や景気の低迷が続いていることからか、議員、特別職は職員より0.05月多く引き下げを行っております。これは、多くの他町村でも同様のことが行われていることから人事院勧告を重く受けとめていることが感じられます。その後、平成17年、18年、4.45月、平成19年には4.5月、この年も周りの景気の状況

からなのか、議員、特別職の引き上げを行わず、職員とのずれが0.1月になりました。やはり他町村の多くも同様です。その後このずれを職員と同様に戻した町村もありますが、中之条町ではずれたままで昨年まで来ております。過去のデータから見ても平成22年には3.95まで下がっており、平成25年まで同月なことから、中之条町としてはずれたままで来ているのも理解できます。昨年否決され、特別職と議員のずれが0.05月、このずれを戻し、今年の人事院勧告に従うという内容で何ら反対の理由はないと思います。もし今回人事院勧告を参考にしないのなら、今支給されている期末手当は平成29年の人事院勧告を参考にしており、我々議員は何を根拠に期末手当を決定しているのか町民に説明しなければなりません。到底難しいことでありますから、今回人事院勧告を参考にすることは理解できますし、根拠そのものが人事院勧告がないということであればゼロ月から始める議論を始めるべきだと私は思います。そんなことから今回の人事院勧告に従う議第1号議案について賛成の立場で討論させていただきました。議員各位にもご理解いただきますようお願いして賛成討論とさせていただきます。

○議長（山本隆雄）他にございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山本隆雄）別段ございませんので、討論を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

○

◎ 陳情第2号

（委員長報告、質疑、採決）

○議長（山本隆雄）日程第4、陳情第2号を議題とします。

お手元に請願審査報告書を配付しましたが、この際委員長から審査経過の内容について報告を求めます。産業建設常任委員長、関常明さん、ご登壇願います。7番、関さん

○産業建設常任委員長（関 常明）議長の命によりまして、令和元年12月定例議会において産業建設常任委員会に付託された陳情の報告を申し上げます。

当委員会は、12月11日、午前9時30分から第1委員会室において委員5名、議長、町

長、副町長、関係課長、職員出席のもとに開催し、陳情第2号について審査しました。

陳情第2号は、沢田地区区長会長から出された国道353号、群馬・新潟県境未開通区間の整備促進についてに関する陳情です。国道353号の未開通区間の整備促進について、関係機関への積極的な働きかけを求めるもので、平成27年、28年、30年にも同様の陳情有あり、採択をされた意見書を提出しております。

主な意見として、今回の台風19号で甚大な被害があった。今後もいつどこで起こるか分からない状況で四万温泉地区、また観光客のことを考えると道路の寸断による孤立化の懸念、また観光産業、経済的に考えると新潟県側からも来ていただければ大きな効果があり、発展につながると考えます。内容はまさにそのとおりで何度も陳情を受けているが、繰り返し要望していくほかはない。結果的に陳情書を出すことにより、地域の意見の共通化を図り、お願いをしていくという姿勢を示しているのもその点を酌んで、県、国に訴え、早期実現を目指すということによいと思う。さらに、気候変動により災害が頻発していること、災害の規模が拡大していること、また四万地域は観光地であり、防災地域と観光地を守るという点からもしっかりと取り組んでいくべきだと思う。意見書を提出するだけでなく、議会として陳情活動も行ったほうがよい等の意見が出されました。

全員の意見が採択であったため、挙手により採択とする採決をした結果、挙手全員であったため当委員会は採択と決定しました。意見書の提出について協議し、委員会全員の合意により意見書を決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託された陳情の審査結果報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（山本隆雄）以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

（発言する者なし）

○議長（山本隆雄）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、採決に入ります。

陳情第2号に対する委員長の報告は採択です。

陳情第2号 国道353号、群馬・新潟県境未開通区間の整備促進についてを委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山本隆雄) 起立多数です。

よって、陳情第2号は採択することに決定しました。

○

◎ 日程の追加

○議長(山本隆雄) お諮りします。

陳情第2号の採択に伴い、意見書案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議ないものと認め、この際日程に追加し、議題にすることと決定しました。

議案を配付します。

(事務局により議案の配付)

○議長(山本隆雄) ただいま配付しました議第3号議案を追加日程第1として、議事日程に加えていただきたいと思います。

○

◎ 議第3号議案 「国道353号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出について

(採決)

○議長(山本隆雄) 追加日程第1、議第3号議案についてを議題とします。

議案を朗読させます。局長

(議第3号議案について、事務局長朗読)

○議長(山本隆雄) お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほど委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山本隆雄) 異議なしと認め、直ちに採決します。

議第3号議案 「国道353号車両通行不能区間の解消を求める意見書」の提出についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（山本隆雄）起立多数であります。

よって、議第３号議案は可決されました。

○

◎ 議員派遣の件

○議長（山本隆雄）日程第５、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員派遣することに決定して
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定しました。

○

◎ 閉会中の継続調査（審査）特定事件について

○議長（山本隆雄）日程第６、閉会中の継続調査特定事件についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付しました継続調査特定事件申出書
のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定
することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山本隆雄）異議なしと認め、本件は閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

◎ 閉 会

○議長（山本隆雄）以上で本日予定しました日程は全て終了しました。

長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

これにて閉会します。大変ご苦労さまでした。

（閉会 午前１０時３６分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 山本 隆雄

中之条町議会議員 山本 日出男

中之条町議会議員 齋藤 祐知

中之条町議会議員 山田 みどり